

遠野市障がい者プラン2024

～ 福祉で夢のあるまちづくり ～

- 第6期遠野市障がい者計画
- 第7期遠野市障がい福祉計画
- 第3期遠野市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

遠 野 市

はじめに(市長あいさつ)



本市では令和3年3月に策定した「遠野市障がい者プラン2021」（第5期遠野市障がい者計画・第6期遠野市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）に基づき、行政、障がい者団体、地域住民と連携・協働しながら、障がいのある人の自立と社会参加の促進と障がい福祉サービスの充実等、障がい者施策の総合的な推進に取り組んで参りました。

現行のプランが令和5年度で最終年度となることから、この間の国における障がい者施策の進展と、法制度や各種施策の改正、本市における現行計画の進捗状況等を踏まえ、このたび「第6期遠野市障がい者計画」「第7期遠野市障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を「遠野市障がい者プラン2024」として一体的に策定しました。

本計画は基本理念「ともに生き ともに支えあう 自立と共生のまちをめざして」を前計画より継承し、障がいのある人もない人も全ての人が地域の中で安心して生活を送ることができる「共生社会」の実現を念頭に、現在問題となっている「親亡き後」を見据えた地域生活での支援体制の充実について、本計画に基づき、行政と関係機関などが一体となり障がい者施策を推進して参りますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました市民の方々をはじめ、ご指導、ご協力をいただきました遠野市地域自立支援協議会及び関係機関、団体の皆様に対し心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

遠野市長 多田 一彦

— 目 次 —

第1編 総論（計画の基本的事項）

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の背景と目的	2
2 近年の障がい者施策の動向	3
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7

第2編 障がい者の現状と課題

第2章 遠野市の障がい者を取り巻く現状	9
1 人口動態	9
2 障がい者の動向	11
第3章 アンケート調査等について	21
1 市内の障がい者当事者団体（家族会）との意見交換会の実施について	21
2 障がい者手帳所持者へのアンケート調査結果	23
第4章 障がい者の現状と課題	46
1 アンケート調査に見る障がい者の現状と課題	46

第3編 障がい者計画

第5章 障がい者計画の基本的な考え方	51
第6章 障がい者施策の推進	53
1 共生社会実現の推進	53
2 地域生活を支える仕組みづくりの推進	54
3 自立支援施策の推進	55
4 安心して暮らせるまちづくりの推進	56
5 保健医療体制の充実	57
6 障がい児福祉と教育の充実	59

第4編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第7章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標	61
1 第7期障がい福祉計画における基本的考え方	61
① 障がい福祉サービスの充実	② 地域生活への移行と支援
③ 障がい者就労の促進	④ 相談支援体制の充実
2 第3期障がい児福祉計画における基本的な考え方	62
① 地域支援体制の構築	② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係 機関と連携した支援
③ 地域社会への参加・包容の推進	
④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	
⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保	

	<参考資料>	・障害者総合支援法に基づくサービス内容	
	<参考資料>	・遠野市障がい福祉サービス	
3	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における活動指標	……………	66
	(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	
	(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	(3)	地域生活支援の充実	
	(4)	福祉施設から一般就労への移行等	
	(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	
	(6)	相談支援体制の充実・強化等	
	(7)	障がい福祉サービス等の質の向上	
第8章	障がい福祉サービス・地域生活支援事業見込量とその確保のための方策	…	73
1	障がい福祉サービスの見込量とその確保のための方策	……………	73
	(1)	訪問系サービス	
		・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	
	(2)	日中活動系サービス	
		① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練）	
		④ 就労選択支援 ⑤ 就労移行支援 ⑥ 就労継続支援A型 ⑦ 就労継続支援B型	
		⑧ 就労定着支援 ⑨ 療養介護 ⑩ 短期入所	
	(3)	居住系サービス	
		① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援	
		④ 地域生活支援拠点等	
	(4)	相談支援	
		① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援	
	(5)	障がい児通所支援	
		① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ 保育所等訪問支援	
		④ 居宅訪問型児童発達支援	
	(6)	障がい児相談支援	
	(7)	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	
	(8)	発達障がい者に対する支援	
	(9)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
		① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	
		② 精神障がい者の地域移行支援 ③ 精神障がい者の地域定着支援	
		④ 共同生活援助（グループホーム） ⑤ 自立生活援助	
		⑤ 自立訓練（生活訓練）	
	(10)	相談支援体制の充実・強化のための取り組み	
		① 総合的・専門的な相談支援 ② 地域の相談支援体制の強化	
	(11)	障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み	
		① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	
		② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	
		【 障がい福祉サービス見込み総括表 】	
2	地域生活支援事業のサービス見込量とその確保のための方策	……………	88
	(1)	障がい者相談支援事業	
	(2)	成年後見制度利用支援事業	
	(3)	成年後見制度法人後見支援事業	
	(4)	意思疎通支援事業	
	(5)	日常生活用具給付等事業	
	(6)	手話奉仕員養成研修事業	

- (7) 移動支援事業 (8) 地域活動支援センター機能強化事業
(9) 訪問入浴サービス事業 (10) 日中一時支援事業
(11) レクリエーション活動等支援事業

【 地域生活支援事業見込量及び実績 】 【 地域生活支援事業見込み総括表 】

資料編

1	遠野市地域自立支援協議会設置要綱	95
2	遠野市地域自立支援協議会地域支援部会設置要綱	97
3	遠野市地域自立支援協議会就労支援部会設置要綱	98
4	遠野市地域自立支援協議会子ども支援部会設置要綱	99
5	遠野市地域自立支援協議会委員名簿	100
6	遠野市障がい者プラン 2024 の策定経過	102

第 1 編

総論（計画の基本的事項）

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

昭和56年の国際障害者年における完全参加と平等を契機として、わが国の障がい者福祉は大きく変化しました。平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、同年12月には「障害者基本法」が施行されました。

以降も、平成15年の「措置制度」から契約に基づく「支援費制度」への移行、平成16年の「障害者基本法」の改正と「発達障害者支援法」の成立、平成18年の「障害者自立支援法」の施行など、障がい者をめぐる環境はめまぐるしく変化を続けてきました。

近年では、「障害者権利条約」が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

また、批准以降にも平成28年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成30年には「児童福祉法」「障害者雇用促進法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

こうした国の動きを踏まえ、県では平成30年度から平成35年度（令和5年度）を計画期間とする岩手県障がい者プランを策定し、障がいの有無にかかわらず、それぞれの力を生かし、ともに助け合いながら、いきいきと暮らすことができる「障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会」の実現に向けた施策を展開してきました。

本市においても、令和2年3月に令和5年度までの3年間を計画期間とする、施策に関する基本的な方向性を示す「第5期遠野市障がい者計画」と数値目標等を設定する「第6期遠野市障がい福祉計画」・「第2期遠野市障がい児福祉計画」を「遠野市障がい者プラン2021」として一体的に策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

令和5年度には、現行の計画期間が終了となることから、この間の国における障がい者施策の進展と法制度改革、本市の障がい者を取り巻く現状や課題、現行計画の進捗状況及び目標数値を検証し、本市における障がい者施策の基本指針として、総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい福祉の充実に向け、遠野市障がい者プラン2024「第6期遠野市障がい者計画（令和6～令和8年度）」と「第7期遠野市障がい福祉計画（令和6～令和8年度）」・「第3期遠野市障がい児福祉計画（令和6～令和8年度）」を策定するものです。

2 近年の障がい者施策の動向

(1) 発達障害者支援法

平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立し、発達障がいの早期発見・早期支援や発達障がい者の生活全般の支援が位置づけられました。また、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、発達障がい者がそれらの法律によるサービスの対象であることが明確化されました。

(2) 障害者基本法改正

平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律が施行となり、目的を明確化する観点から改正が行われました。また、地域社会における共生、差別の禁止が新たに規定されました。

(3) 障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害し、障がい者の自立及び社会参加にとって大きな問題であることから、その防止を目的に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が平成24年10月に施行されました。

(4) 障害者総合支援法

「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月に施行（一部平成26年4月施行）されました。同法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障がい者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系に係る整備等の主な改正がされています。

(5) 障害者優先調達推進法

障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進を目的に、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が平成25年4月に施行されました。

(6) 障害者基本計画（第5次）

国では、障害者基本計画（第5次、令和5年度～9年度）を策定しました。障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されています。

(7) 障害者雇用促進法改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用分野における障がい者差別の禁止及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることが盛り込まれました。令和5年の改正では法定雇用率の段階的な引き上げや「障がい者を積極的に雇用する企業」への新たな支援が加わりました。

(8) 成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

平成25年6月に「成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することとなりました。

(9) 障害者権利条約批准

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成20年5月に発効されました。我が国では、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月に批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障がい者の人権保障に関する初めての国際条約であり法的な拘束力があります。

(10) 難病の患者に対する医療等に関する法律

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、対象疾病数が平成27年7月に306疾病、令和元年7月には333疾病、令和3年11月には338疾病に拡大されました。

(11) 障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することで、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成25年6月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、平成28年4月から施行されました。

令和3年5月には一部が改正され、令和6年4月1日からは、これまで行政機関のみだった「合理的配慮の提供」が事業者にも義務化となりました。

(12) 障害者総合支援法及び児童福祉法改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年6月に公布、一部を除き平成30年4月より施行され、①障がい者の望む地域生活の支援、②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等の改正が行われます。②に関しては、各自治体において障がい児福祉計画の策定が盛り込まれています。

(13) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児とその家族の日常生活や社会生活を社会全体で支援することを目的とし、令和3年6月に公布、同年9月から施行されました。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画と障害者総合支援法第88条第1項に基づく障がい福祉計画、また、改正児童福祉法第33条の20第1項により、市町村に策定が義務付けられた障がい児福祉計画の三つの法定計画を「遠野市障がい者プラン2024」として一体的に策定したものであり、本市における障がい者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。

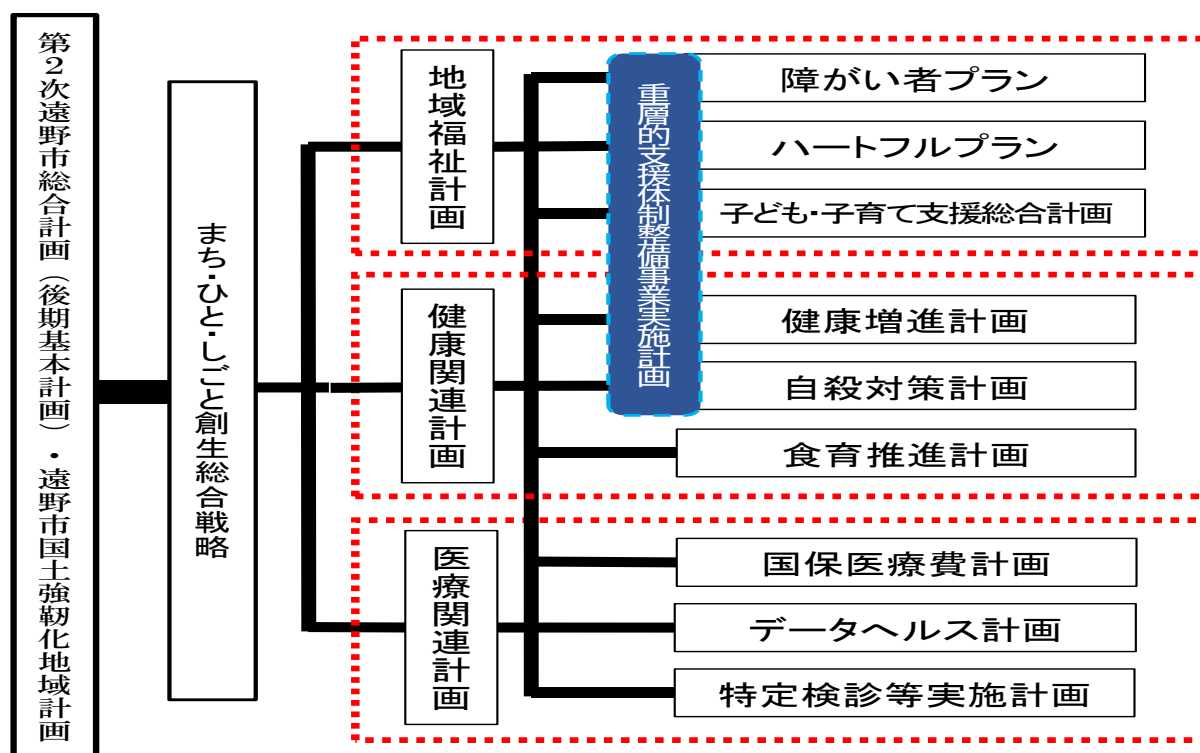
「第6期遠野市障がい者計画」は、本市における障がい者施策の基本的理念と方向性について定めており、「第7期遠野市障がい福祉計画」及び「第3期遠野市障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスの充実と支援体制の計画的な整備を目指すものです。

なお、策定にあたっては、上位計画にあたる遠野市総合計画との整合性を図るとともに、上位計画である国の「障害者基本計画」「基本指針」及び「岩手県障がい者プラン」を踏まえ策定を行ったほか、遠野市地域福祉計画をはじめとする本市福祉分野の関連計画との調和にも配慮し策定しました。

また、令和3年4月、社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現を図るための取り組みとして、重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。この事業は、地域住民の福祉活動への参画の促進、高齢者や障がい者、子育て世帯などの分野を超えた相談に応じて関係機関と調整を行う体制の構築、地域に関わる方々が役割と協働を明確にして地域課題に対応する取り組みを推進するものです。

本市においては、令和4年度に各計画を横断する位置に重層的支援体制整備事業実施計画を実施計画を策定し、遠野市全体の福祉の向上を目指しています。

※市関係計画連携図

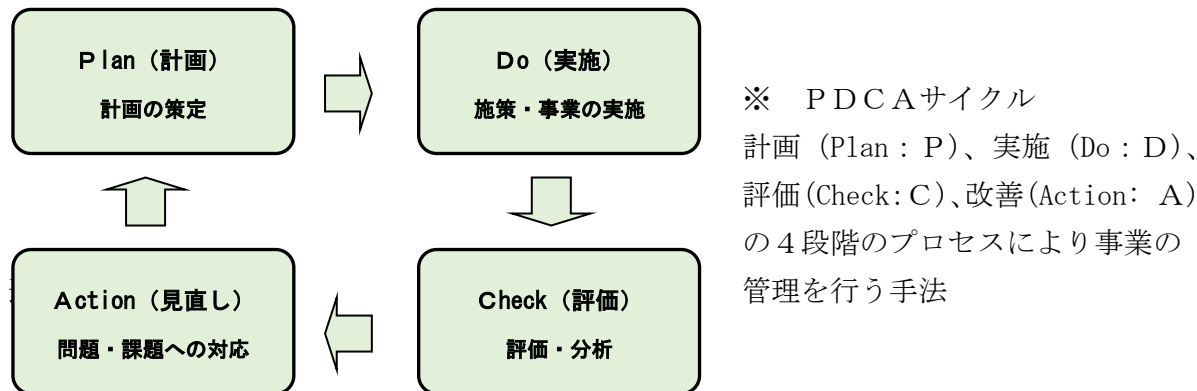


4 計画の期間

「第6期遠野市障がい者計画」及び「第7期遠野市障がい福祉計画」並びに「第3期遠野市障がい児福祉計画」の対象期間は、遠野市障がい者プラン2024として一体的に策定することから、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度 市計画名	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者計画	第4期		第5期			第6期			
障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期			
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期			

なお、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」については、国の基本指針により定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこととされていることから、計画期間内であってもPDCAサイクルにより、柔軟に見直しを行うものとします。



【参考】 障害者基本法第11条第3項

市町村は、障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障がい者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第2編

障がい者の現状と課題

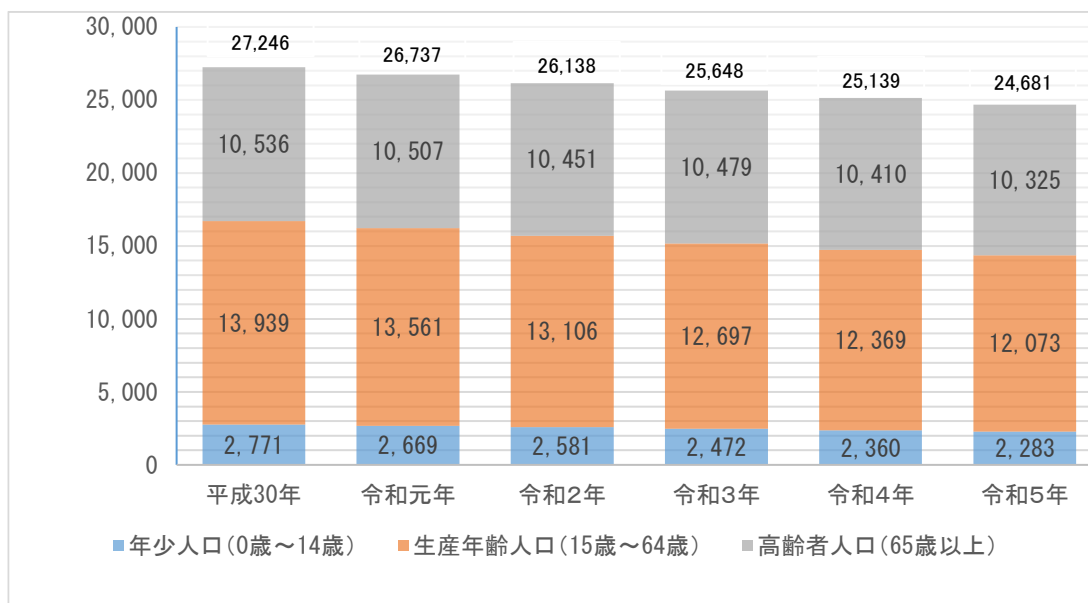
第2章 遠野市の障がい者を取り巻く現状

1 人口動態

(1) 総人口及び年齢3区分人口の推移

総人口は各年で減少し、令和5年は24,681人となっています。

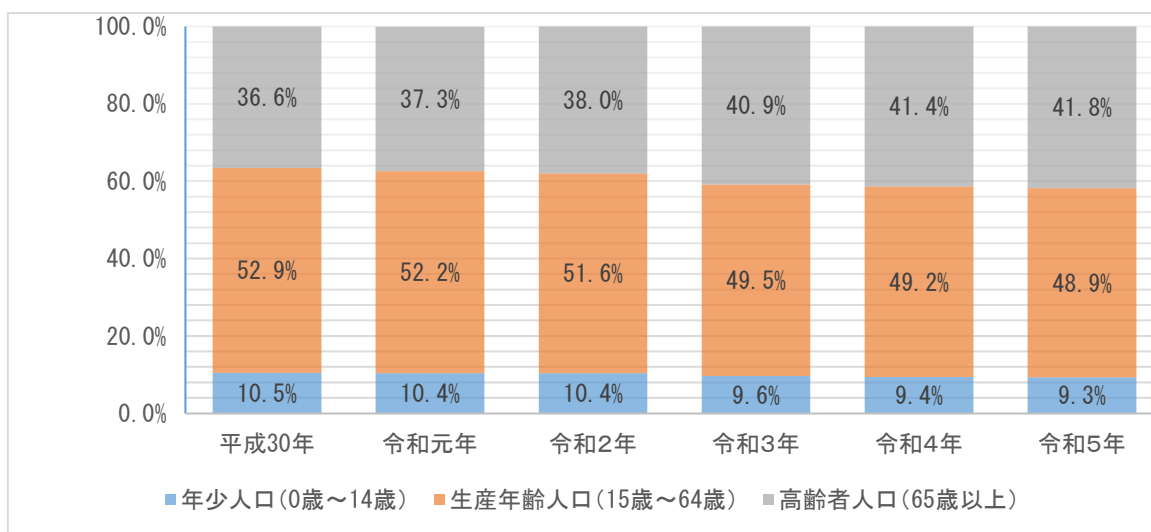
高齢者人口は、令和5年では平成30年より211人少ない10,325人となっています。



(2) 年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分人口の割合を見ると、年少人口及び生産年齢人口は各年で減少し、高齢者人口は各年で増加しています。

令和5年の高齢者人口割合は41.8%となっており、おおよそ2人に1人が65歳を超えています。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 世帯数

高齢者単身世帯数は、平成 27 年度 1,409 世帯から令和 2 年度は 1,575 世帯へと増加しており、高齢夫婦世帯数は、1,228 世帯から 1,229 世帯と横ばいの状況となっています。

区 分		世帯数	構成比率	一般世帯数
平成 22 年	高齢者単身世帯	1,238	12.5	9,866
	高齢夫婦世帯等	1,212	12.3	
平成 27 年	高齢者単身世帯	1,409	14.2	9,928
	高齢夫婦世帯等	1,228	12.4	
令和 2 年	高齢者単身世帯	1,575	16.4	9,593
	高齢夫婦世帯等	1,229	12.8	

資料：国勢調査

2 障がい者の動向

(1) 障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳所持者の推移を見ると、身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあります。療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数は令和4年度に増加がみられました。

【身体障がい者手帳所持者数】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：人)

年度	等級	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢 体	内 部	合 計
R3	1 級	33	1	0	160	221	415
	2 級	30	18	0	106	3	157
	3 級	5	13	8	108	58	192
	4 級	7	24	3	132	64	230
	5 級	8	0	0	84	0	92
	6 級	8	84	0	32	1	125
	計	91	140	11	622	347	1,211
R4	1 級	33	1	1	149	207	391
	2 級	27	18	0	105	2	152
	3 級	4	12	7	109	60	192
	4 級	6	34	2	117	67	226
	5 級	7	85	0	78	0	85
	6 級	8	0	0	33	1	127
	計	85	150	10	591	337	1,173
R5	1 級	31	1	1	140	204	377
	2 級	27	19	0	108	2	156
	3 級	4	11	7	104	56	182
	4 級	6	34	2	113	71	226
	5 級	7	0	0	74	0	81
	6 級	7	81	0	33	1	122
	計	82	146	10	572	334	1,144
	18 歳未満	0	2	0	6	4	12
18 歳以上	82	144	10	566	330	1,132	

【療育手帳所持者数】

(年度末 (R5年度10月末) 現在 単位:人)

区 分			18歳未満		18歳以上	
			A	B	A	B
R3	男	155	8	17	35	95
	女	104	4	8	26	66
	計	259	12	25	61	161
R4	男	153	8	16	34	95
	女	107	4	8	26	69
	計	260	12	24	60	164
R5	男	149	8	16	33	92
	女	106	4	7	26	69
	計	255	12	23	59	161

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位:人)

区 分	1級	2級	3級	計
R3	58	108	38	204
R4	59	114	42	215
R5	53	113	39	205
18歳未満	2	1	6	9
18歳以上	51	112	33	196

(2) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分認定の推移を見ると、令和3年度は更新者が多かったが、令和4年度、5年度は同数程度となる見込みです。

また、障がい別では、知的障がい者が最も多い状況となっています。最も重度である区分6については身体及び知的障がいの重複障がいの方が多くいます。

【障害支援区分認定状況】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位:人)

区分	R3年度	R4年度	R5年度
非該当	0	0	0
区分1	3	0	0
区分2	13	10	11
区分3	15	8	9
区分4	14	13	7
区分5	10	17	6
区分6	17	6	10
計	72	54	43

※人数は、各年度中における認定者数

【障がい別障害支援区分認定状況】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位:人)

区分	身体障がい			知的障がい			精神障がい			難病		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
区分2	3	0	1	6	7	5	4	3	4	0	0	0
区分3	2	1	1	7	3	5	6	4	3	0	0	0
区分4	2	0	1	9	12	5	3	1	1	0	0	0
区分5	6	2	4	4	15	3	0	0	0	0	0	0
区分6	13	1	6	4	5	4	0	0	0	0	0	0
計	27	4	13	32	42	22	13	8	8	0	0	0

※人数は、各年度中における認定者数

(3) 障がい者への支援状況

ア 扶助費等の給付状況

扶助費等の給付状況は、概ね横ばいとなっています。

また、補装具等の交付件数は減少していますが、1件当たりの給付額は増加傾向にあります。

医療給付費等では、令和5年度は育成医療対象者がおらず、他の医療費については、増減はあるものの、対象人数については、概ね横ばいの状況となっています。

【介護給付費等給付状況】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：人、千円)

サービス種別		R3年度	R4年度	R5年度
介護給付費等	延べ利用人数	4,179	4,341	2,548
	給付費	605,918	620,673	375,513
高額障害福祉サービス費等	延べ利用人数	56	102	63
	給付費	441	706	429
特定障害者特別給付費	延べ利用人数	1,322	1,313	764
	給付費	12,942	12,115	7,069
計画相談支援・地域定着支援	延べ利用人数	554	554	264
	給付費	8,744	8,750	4,322
補装具費	延べ利用人数	85	76	64
	給付費	9,445	10,746	5,641
計	延べ利用人数	6,196	6,386	3,703
	給付費	637,490	652,990	392,974

【補装具等給付状況】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：件)

年度	義肢		装具		補聴器		車いす		電動車いす		その他		合計	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
R3	3	6	14	7	20	7	5	11	2	0	9	1	53	32
R4	2	2	14	3	23	6	6	10	0	2	5	3	50	26
R5	2	5	10	8	16	8	1	7	0	2	5	0	34	30

【医療給付費等給付状況】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：人、千円)

医療種別		R3年度	R4年度	R5年度
更生医療	人数	8	10	8
	給付費	13,739	15,928	5,841
育成医療	人数	1	1	0
	給付費	33	4	0
療養介護	人数	10	9	9
	給付費	8,041	7,225	3,250

イ 各種手当の給付状況

特別障害者手当の支給対象者は死亡等により減少傾向にあり、また、障害児福祉手当は、支給対象者が20歳に到達することにより給付が終了します。

【各種手当支給状況】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：人、千円)

年度	特別障害者手当		障害児福祉手当		在宅重度障害者 家族介護慰労手当		合 計
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額	
R3	24	7,411	10	1,726	2	84	36
R4	23	5,543	10	1,663	2	53	35
R5	21	3,221	7	573	1	21	29

※人数は、各年度における支給実人数

ウ 地域生活支援事業の利用状況

地域活動支援センター（Ⅱ型）事業は利用日数が増加傾向となっています。日常生活用具はストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）の給付が多数を占めており、年々増加傾向にあります。

【障がい者相談支援事業】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：件数)

年度	相談件数
R3	1,804
R4	2,374
R5	956

【意思疎通支援事業】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：人、円)

年度	利用時間数	利用者数	報償費等
R3	168	4	42,750
R4	168	4	54,930
R5	66	4	22,710

【日常生活用具給付等事業】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：件数、円)

年度	給付件数	給付費
R3	772	7,116,410
R4	733	7,022,421
R5	764	3,447,877

【移動支援事業】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人、円）

年度	利用時間数	利用者数	補助金
R3	51	3	206,650
R4	49	4	199,700
R5	31	3	106,990

【地域活動支援センター（Ⅱ型）事業】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人、円）

年度	利用日数	利用者数	補助金
R3	101	4	394,080
R4	192	5	857,390
R5	100	5	458,310

【地域活動支援センター（Ⅲ型）事業】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人、円）

年度	延べ利用人数	実利用者数	補助金
R3	1,542	33	8,906,400
R4	1,217	31	8,906,400
R5	757	27	7,238,000

【訪問入浴サービス事業】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人、円）

年度	利用回数	利用者数	補助金
R3	58	1	730,800
R4	61	1	768,600
R5	21	1	264,600

【日中一時支援事業】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人、円）

年度	利用日数	利用者数	補助金
R3	1,066	12	4,848,560
R4	1,115	10	4,829,440
R5	329	5	1,446,780

【社会参加促進事業】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人）

年度	参加者	支援者
R3	0	0
R4	7	3
R5		

※人数は、各年度におけるデイケア事業参加者

※R3年度は事業未実施、R5年度は年度内に実施予定

エ 遠野市補聴器給付事業の給付状況（軽度難聴者）

軽度難聴者（60歳以上で難聴のため日常生活を営むのに支障のある者）に補聴器購入費用を助成する遠野市補聴器給付事業の給付者数は、増加傾向にあります。

【遠野市補聴器給付事業】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人、円）

年度	人数	給付費
R3	15	628,200
R4	21	879,480
R5	15	628,200

オ 遠野市福祉タクシー事業の利用状況

重度障がい者（身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級）に対するタクシー料金の一部を助成する遠野市福祉タクシー事業の利用者数は、令和4年度において152人となっており、令和3年度と比べ23人の減少となっています。利用率では、令和4年度において71.16%となっており、令和3年度と比べ1.51%の減少となっています。

【遠野市福祉タクシー事業】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人、枚、円、%）

年度	交付者数	交付枚数	使用枚数	委託料	利用率
R3	175	11,442	8,316	1,744,160	72.67
R4	152	10,212	7,267	1,453,400	71.16
R5	139	9,738	4,011	802,200	41.18

カ 障がい者の施設等利用状況

障がい者の入所施設利用者は令和5年度において64人となっており、令和3年度と比べ4人の減少となっています。

また、共同生活援助（グループホーム）の利用者は令和5年度において59人となっており、令和3年度と比べ3人増加しました。

就労継続支援の利用者は、令和5年度はA型が32名、B型が110名となっているが、令和3年度に比べ大幅に増加しており、就労意欲が高まっていることがうかがえます。

【入所施設の利用状況】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人）

区分	施設名	設置主体	入所者数		
			R3	R4	R5
市内	障がい者支援施設遠野コロニー	社会福祉法人睦会	5	4	5
	障がい者支援施設石上の園	社会福祉法人睦会	20	18	18
	障がい者支援施設高館の園	社会福祉法人ともり会	10	13	13
市外			33	28	28
合 計			68	63	64

【共同生活援助（グループホーム）の利用状況】

（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人）

区分	施設名	設置主体	入所者数		
			R3	R4	R5
市内	ほほえみ（6箇所、定員32人）	社会福祉法人睦会	16	17	17
	はばたき（2箇所、定員16人）	社会福祉法人睦会	6	7	7
	共同生活援助事業所六角牛（1箇所、定員6人）	医療法人財団正清会	2	2	2
市外			32	33	33
合 計			56	59	59

【就労継続支援の利用状況】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人）

区 分	利用人数		
	R3	R4	R5
就労継続支援A型	27	29	32
市内	26	27	28
市外	1	2	4
就労継続支援B型	93	101	110
市内	80	90	100
市外	13	11	10
合 計	120	130	142

(4) 難病患者の現状

特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は、令和4年度末で、228人となり、横ばい傾向となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者証交付者数は、令和3年度末、令和4年度末共に45名となっています。

【特定医療費（指定難病）受給者証認定件数】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人）

年度	新規	更新	変更	喪失	再交付	合計
R3	21	167	24	7	2	221
R4	23	173	26	4	2	228
R5	16	178	13	4	0	211

【小児慢性特定疾病医療受給者証認定件数】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人）

年度	新規	継続	医療機関追加	変更	喪失	再交付	合計
R3	2	32	3	7	1	0	45
R4	3	28	1	11	2	0	45
R5	1	26	1	1	2	0	31

(5) 障がい児の状況

ア 障がい児手帳所持者の推移

障がい児における身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、横ばいに推移しています。

【手帳所持者数】（年度末（R5年度10月末）現在 単位：人）

区分	R3	R4	R5
身体障がい者手帳	13	12	12
療育手帳	37	36	35
精神障がい者保健福祉手帳	8	6	9
合計	58	54	56

イ 特別支援学級、児童・生徒数

特別支援学級の児童、生徒数は横ばいとなっております。

【特別支援学級、児童・生徒数】（各年5月現在 単位：人）

区分	R3	R4	R5
小学校	37	43	37
中学校	25	23	28
合計	62	66	65

ウ 障がい児通所給付の利用状況

市内において、平成30年度に放課後等デイサービス事業所が2か所、令和4年度に障がい児相談支援事業所が1か所開所したことにより、利用人数及び給付費は増加傾向となっています。

児童発達支援については利用者がいない、又はごく僅かとなっています。

【障がい児通所給付状況】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：人、千円)

サービス種別		R3	R4	R5
障がい児相談支援	延べ利用人数	3	20	54
	給付費	53	439	1,113
児童発達支援	延べ利用人数	0	0	7
	給付費	0	0	158
放課後等デイサービス	延べ利用人数	326	328	227
	給付費	35,152	35,522	26,529
合計	延べ利用人数	329	348	228
	給付費	35,205	35,961	27,780

エ 遠野市難聴児補聴器購入費助成事業の給付状況

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対して、補聴器の購入又は修理費用を助成しています。

【遠野市難聴児補聴器購入助成事業】 (年度末 (R5年度10月末) 現在 単位：人、円)

年度	人数	給付費		
		購入	修理	計
R3	1	95,249	0	95,249
R4	2	77,432	40,645	118,077
R5	0	0	0	0

第3章 アンケート調査等について

1 市内の障がい者当事者団体（家族会）との意見交換会の実施について

■実施期間 令和5年10月30日・令和5年12月13日

■関係団体 ・いっぽいっぽの会 ・遠野市身体障害者福祉協会
 ・遠野市手をつなぐ育成会 ・遠野市精神障害者家族会
 ・遠野市地域自立支援協議会 ・社会福祉法人睦会
 ・社会福祉法人遠野市社会福祉協議会 ・社会福祉法人ともし会

No.	区分	意見等
1	障がい者理解	障害者差別解消法ができたが、世の中の障がい者に対する理解度には毎年のように疑問を感じているという意見が多くあった。そういうところを少しずつ解消していければと思う。
2	障がい者理解	精神障がいには偏見が多く、病気があるだろうという人でも、なかなか手帳取得に結びつかない。ハードルが高く社会資源を使っていないことが多い。精神障がいとは、どのような症状が精神障がいにあたるのか、誰でもなり得る病気であることを、家族会としても色々な形で啓発していきたいことから、市の理解もいただきたい。
3	その他	アンケートについて、前回アンケートの結果との比較し、良くなった、悪くなったなど傾向を見比べた方が具体的なアンケート結果になるのではないかと。
4	その他	アンケートが面倒な人もいるし、答えられない人もいる。家族の年齢も上がり支援もできなくなる。パソコン等を使っての回答など、工夫が必要。
5	サービス	精神の手帳の申請方法を本人に教えるのも大変で親が代わりにしている。書類に自書しなくても良いように、最初から印字するなど考慮してほしい。
6	その他	アンケートについて、身障の方が多くなっているが、身体障がいの方はある程度サービスが確立されているが、精神、知的障がいの人の方が制度に救われていないと感じる。単純に人数の按分ではなく、そういうことも考慮してアンケートをとってはどうか。
7	サービス	成果目標である、「入所者数を令和8年度までに5%削減」について、身体障がい重度の方の入所が多いが、国の制度で利用者が何処で誰とどのように暮らすという方針の考えで進めていく中で、利用者が在宅生活を望んだ場合、どのような資源があるかは分かるが、グループホーム自体が少なく、特に身体障がい者は入りにくいような所が多いと思う。地域の方が理解してくれるのか、サービスを十分に受けられるのか、その低資源の部分の整備をすることで、在宅を希望する利用者がいた時に、在宅でどうかという試み、チャレンジができると思う。利用者の意向を反映できる形があれば良い。
8	サービス	入所、短期入所の利用者の高齢化について、ターミナルな部分が出てきている。障がい者施設は高齢者施設に比べて医療の連携が弱い。ターミナルを迎えた利用者が障がい施設から高齢者施設へ移行するにも特養は空きが無い現状で大きな課題になっている。介護保険優先とはなっているが、柔軟に考えていただきたい。

9	就労	福祉施設から一般就労への移行について、精神障がいにはハードルが高く、休みがちになることもある。障がい別での目標値としてほしい。障がい者を、ひとくくりにされると、取り残されているような気がする。
10	相談	ひきこもり者への支援について、ひきこもっている人の中に、病気が隠れているのではと心配することがある。社会問題になっているひきこもりだが、何処に相談すれば良いのか。自分の子どもが精神障害になり、もっと早く気づいてあげていれば、そこまでひどくならなかったのではという自戒もあり、こういうところを推進してもらいたい。
11	その他	障がい者相談員について、年々、役割が変わってきている。認定を受ければ終わりという扱いになっているが、制度が変わったから、このような形で動いてほしいなど、指導会のようなものを年に2回程開いてほしい。相談を受けても、結局、市へ送り出すしかない状況であり、自分の足で相談に行けない、親が高齢で行けないという人が相談に来るので、指導会があれば強化に繋がるのではないかと。
12	その他	知的障がい者の権利擁護、特に財産管理という部分で成年後見制度の必要性を感じている。重度高齢者を受け入れると困るのが後見人でも回答ができない延命措置、手術の有無、亡くなった後の葬儀など、フォローできる制度があれば、障がい者の安心要素になるのではないかと。
13	相談	基幹相談支援係が最初の相談を受けるところが、なかなか浸透していない。相談のイメージがつきづらく、イメージできるような形で伝える必要がある。
14	相談	相談に行く人は緊張で何と言っているのか分からないことや、相談に行った窓口で気づいてもらえない場合もあり、行くだけでも勇気をもって行っているが、その後、話すことができなくなる人もいる。窓口といっても、どの係の誰に相談すれば良いのか分からないため、明示してほしい。
15	相談	声を出すことが難しい人のために、番号札やボタンを押すと呼び出し音が鳴って、職員を呼び出せるような工夫がほしい。
16	サービス	コロナにより4年前から市としてのデイケアが無くなったが（R4年度はR5.3.30に1回のみ開催）、以前のような回数で再開してほしい。病院のデイケアを開催しているので遠野市としては要らないと言っていました、市外の病院に受診している方も多数おり、また、病院のデイケアを利用していない方もいることから、一堂に集まることができる市のデイケアの開催を希望します。
17	その他	精神障がいを理解してもらうため、精神ボランティアを結成してほしい。傾聴ボランティアは、ほとんどが高齢者を対応しており、それぞれの障がいに応じた傾聴を検討してもらいたい。 ひきこもり支援をプラン2024でも継続してほしい。ピアサポーターの育成をお願いしたい。

2 障がい者手帳所持者へのアンケート調査結果【前回との比較】

(1) 実施主体

遠野市健康福祉部健康福祉の里福祉課

(2) アンケート調査対象者

遠野市内に住所を有する身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び特定医療費(指定難病)受給者証所持者

対象者数は、身体障がい者手帳所持者172人、療育手帳所持者67人、精神障がい者保健福祉手帳所持者37人、特定医療費(指定難病)受給者証所持者24人の合計300人を対象とした。

(3) 実施期間

令和5年9月1日から令和5年9月29日まで

(令和5年7月31日現在の内容で記入)

(4) 実施方法

無作為抽出とし、無記名での郵送配付・郵送回収。

(5) 回答状況

配布部数 300部

回収部数 161部

回収率 54%

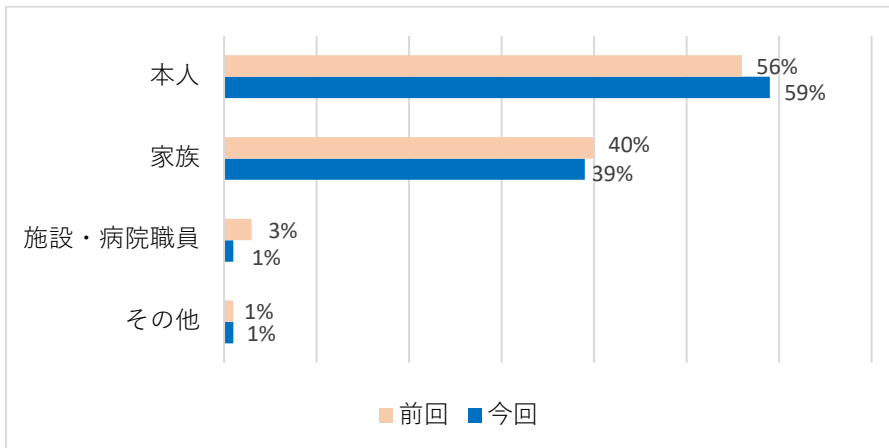
(6) その他

・遠野市障がい者プラン2021のアンケート結果との比較をするために、前回、今回のグラフを作成。

・新しく追加したアンケート項目に $\textcircled{\text{新}}$ と記入。

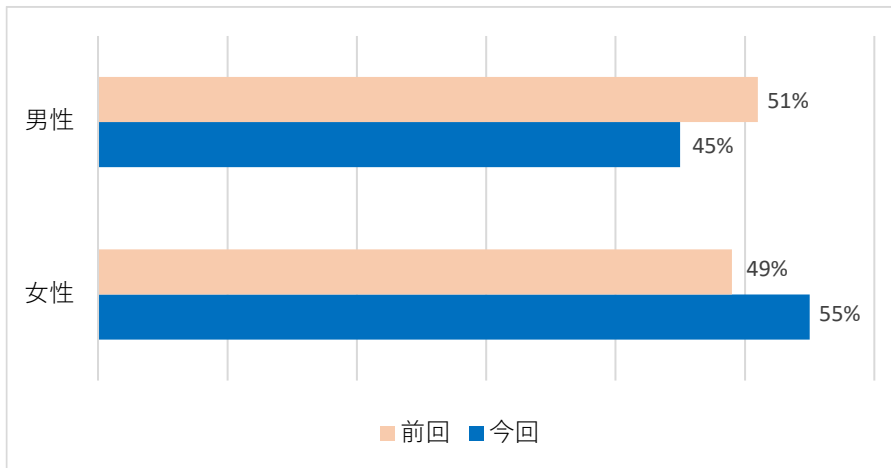
問1 お答えいただくのは、どなたですか（単一回答）。

- ・回答者は「本人」が一番多く、次いで「家族」となっています。



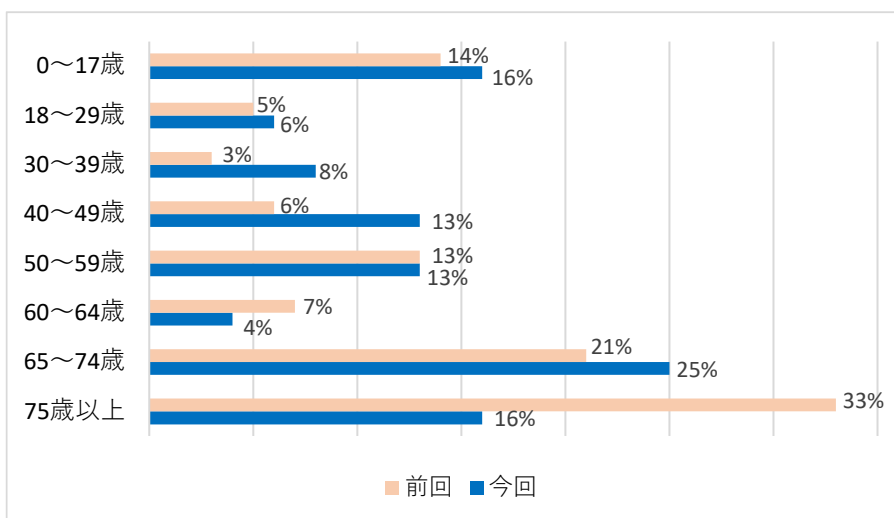
問2 あなたの性別は（単一回答）。

- ・前は男性が多かったが、今回は女性の回答者が上回りました。



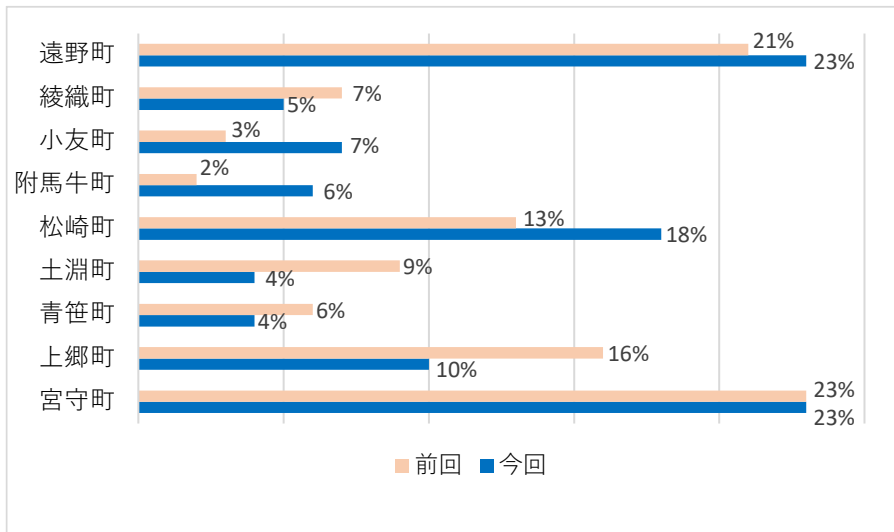
問3 あなたの年齢は（単一回答）。

- ・回答者の年齢は前回までは「75歳以上」が多かったが、今回は「65歳～74歳」が多くなっています。



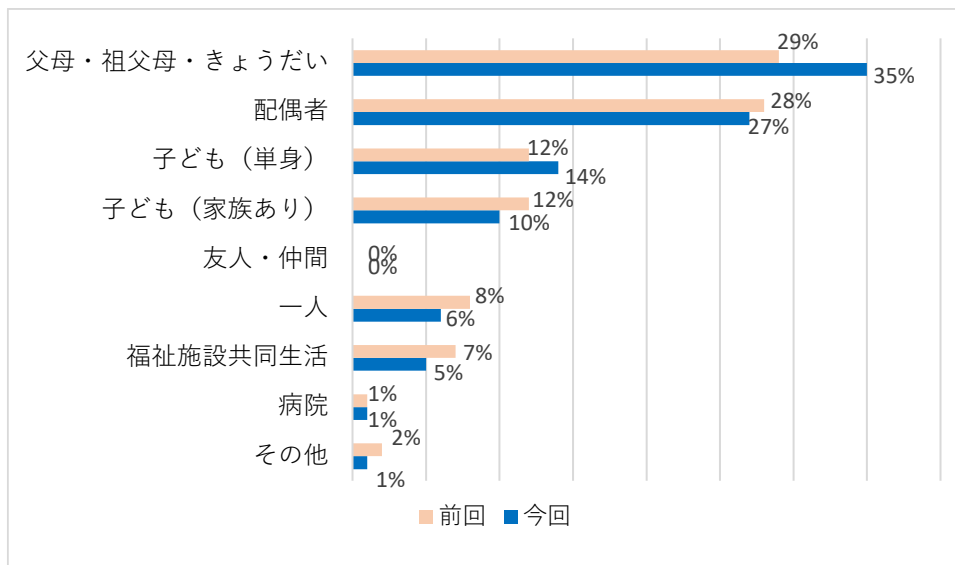
問4 あなたがお住まいの地域はどこですか（単一回答）。

・遠野町、宮守町が多く23%、次いで松崎町で18%、上郷町の回答率が減っています。



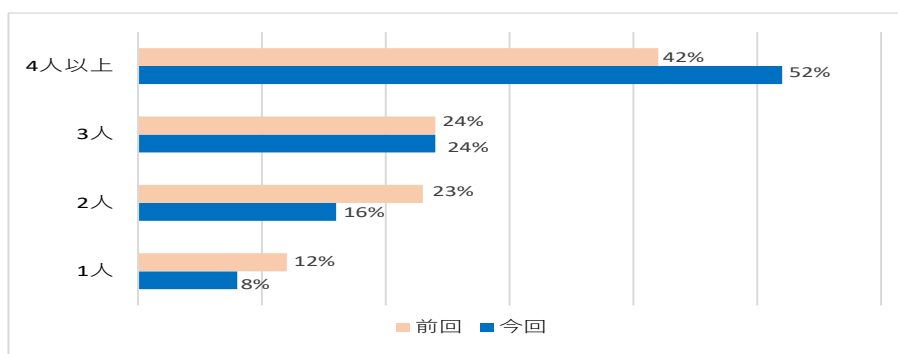
問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか（複数回答）。

・「父母・祖父母・きょうだい」や「配偶者」と同居している方が多くなっています。



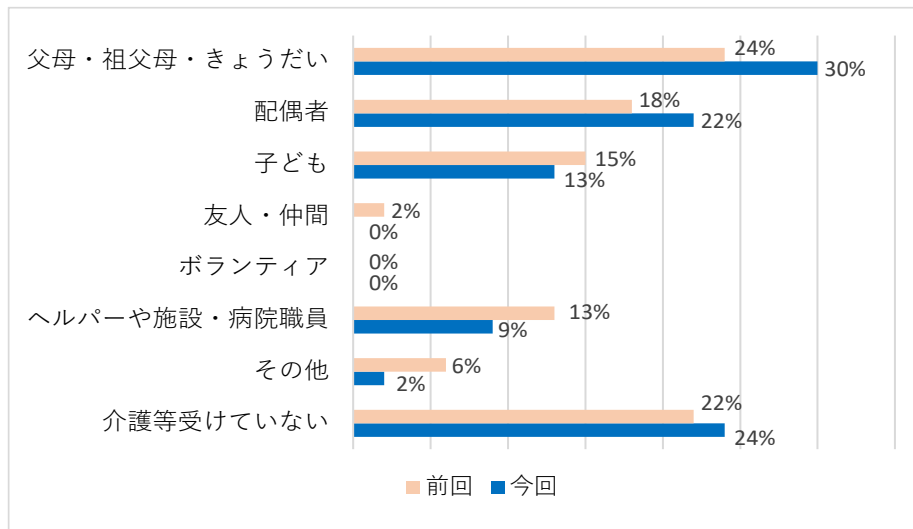
問6 あなたを含め、何人で暮らしていますか（単一回答）。

・同居人数は「4人以上」が多く、「2人」「1人」が減っています。



問7 日頃、日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に援助・介助しているのはどなたですか（単一回答）。

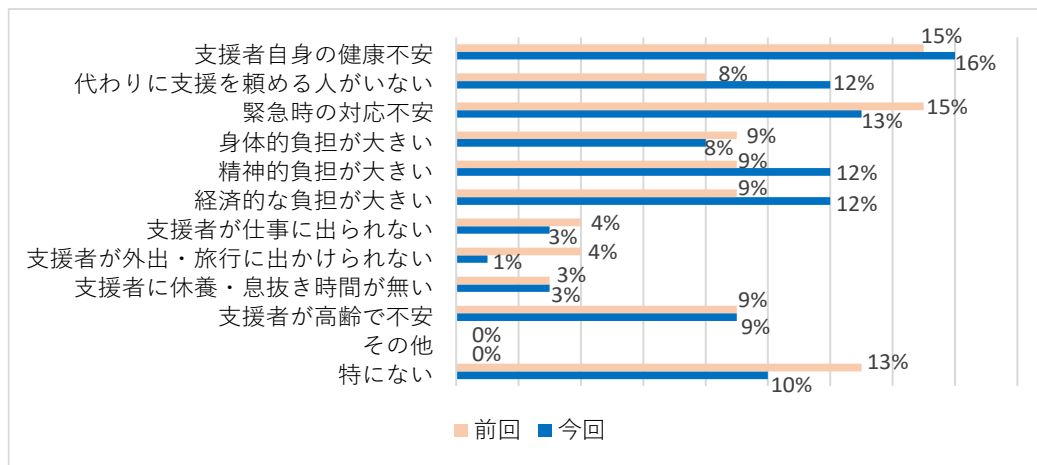
- ・「父母・祖父母・きょうだい」が24%から30%、「配偶者」が18%から22%に増加しており、「子ども」、「友人・仲間」「施設・病院職員」は減っています。



問8 支援について、感じていることはなんですか（複数回答）。

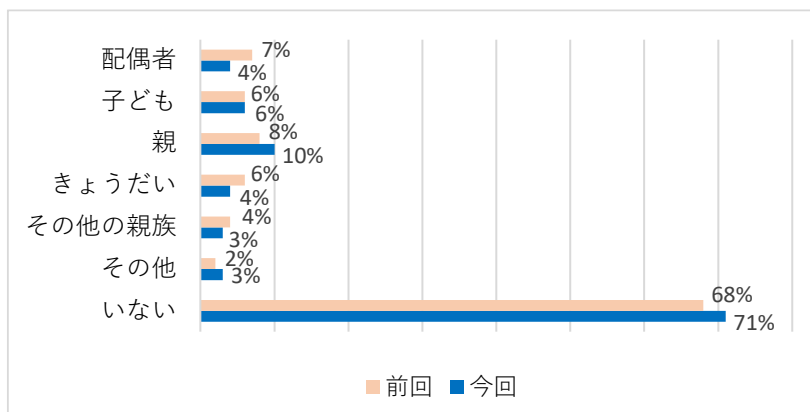
※問7で「介助・介護は受けていない」以外を選択した方

- ・「特にない」が減少しているものの、健康不安・精神的及び経済的負担が大きいと感じている人、代わりに支援を依頼できる人がいないと感じている人が増加傾向にあります。



問9 あなた以外の同居人で、支援を必要とする人はいますか（複数回答）。

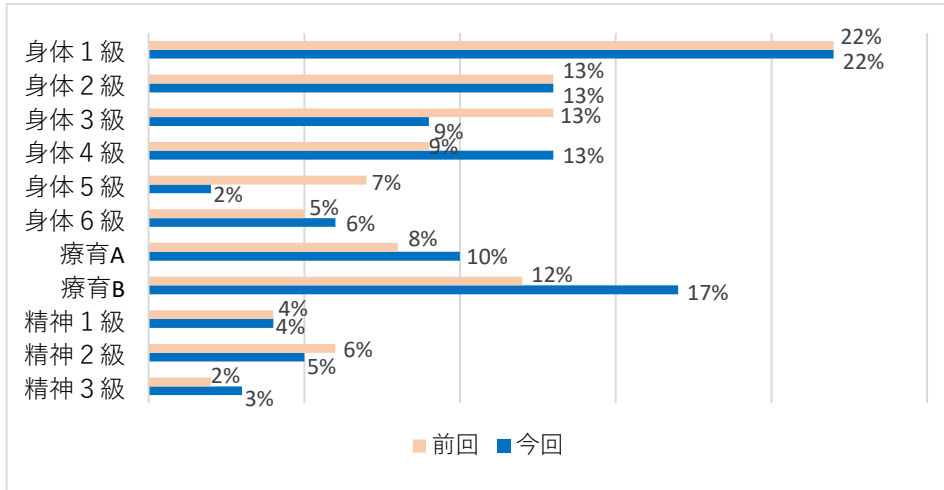
- ・同居人で支援を必要とする方は「いない」が最も多くなっています。




問10、問12、問13 あなたは、障がい者手帳をお持ちですか（各設問単一回答）。

※複数所持者あり

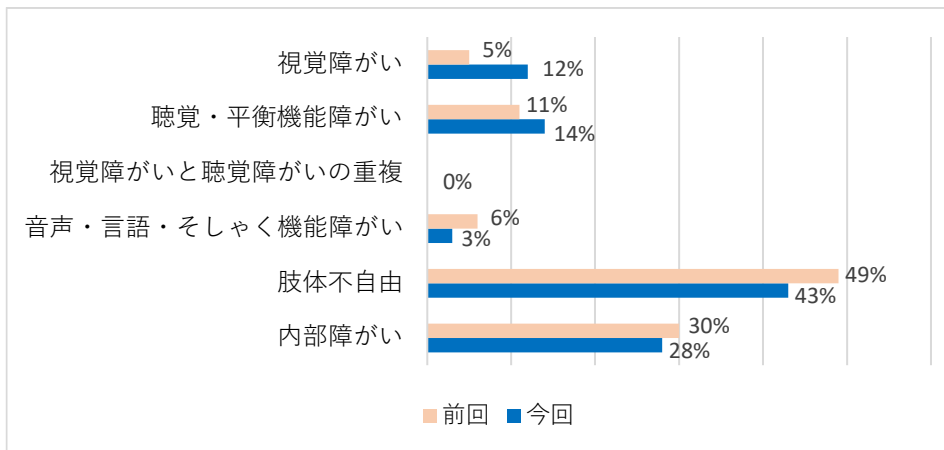
- ・手帳所持者は前回、今回ともに「身体障がい者手帳1級」が22%と最も多くなっています。次いで「療育手帳B」が17%などとなっています。



問11 身体障がい者手帳をお持ちの場合、障がいの区分はなんですか（単一回答）。

※障がい区分が複数の場合は、主な障がい区分。※視覚障がいと聴覚障がいの重複 

- ・障がい区分は「肢体不自由」が49%から43%に減ったものの、最も多くなっています。次いで「内部障がい」となっています。「視覚」「聴覚」が増えています。



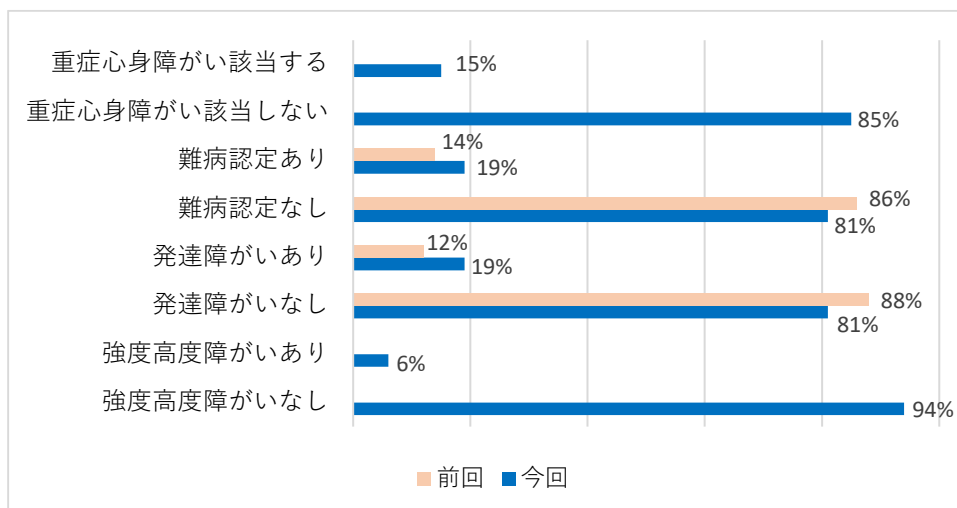
問14 (18歳未満の方のみ) あなたは、重症心身障がいに該当しますか（単一回答）。 

問15 あなたは、難病（特定疾患）の認定を受けていますか（単一回答）。

問16 あなたは、発達障がいとして診断されたことがありますか（単一回答）。

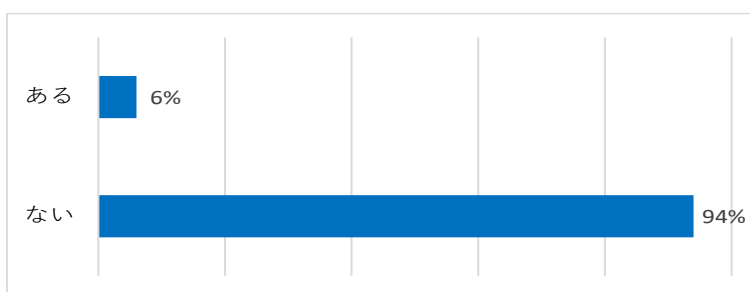
問17 あなたは、強度行動障がいがあるとされたことがありますか（単一回答）。 

- ・「重症心身障がいに該当する」が15%、「強度行動障がいがある」が6%となっており、「難病認定あり」「発達障がいあり」は19%と前回より増えています。



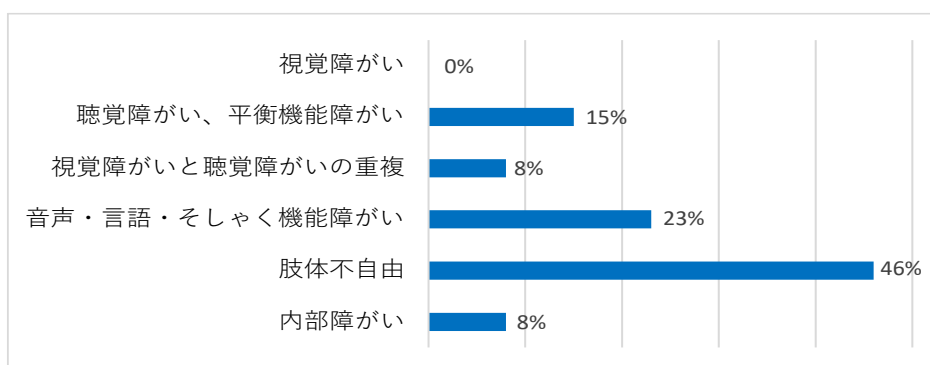
問18 あなたは、高次機能障がいとして診断されたことがありますか（単一回答）。

- ・「高次機能障がいと診断されたことがある」が6%となっています。



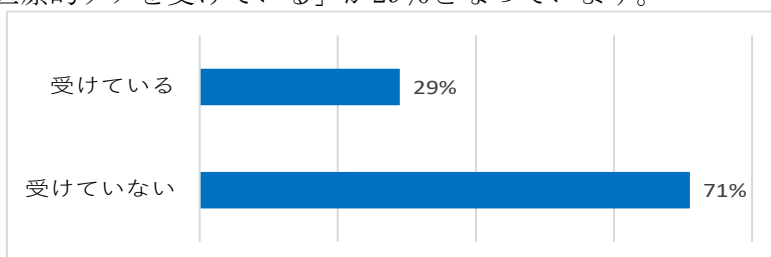
問19 問18で「ある」を選んだ場合、関連障がいはなんですか（複数回答）。

- ・「肢体不自由」が46%、次いで「音声・言語・そしゃく機能障がい」が23%などとなっています。



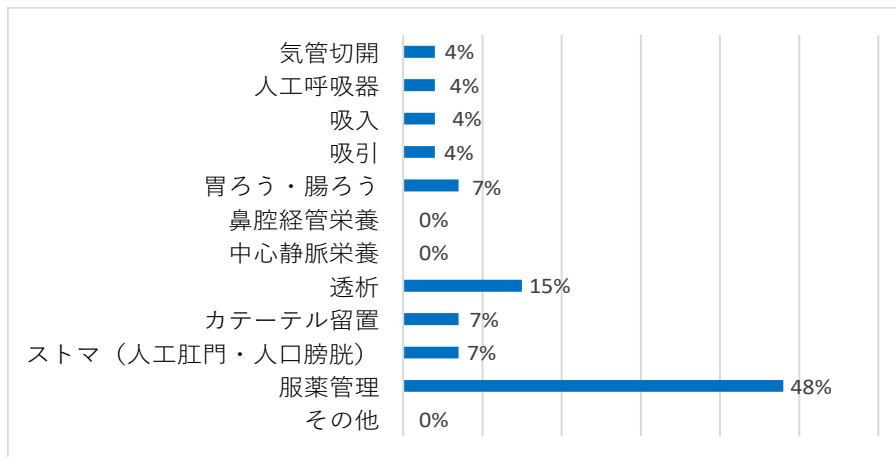
問20 あなたは現在医療的ケアを受けていますか（単一回答）。

- ・「医療的ケアを受けている」が29%となっています。



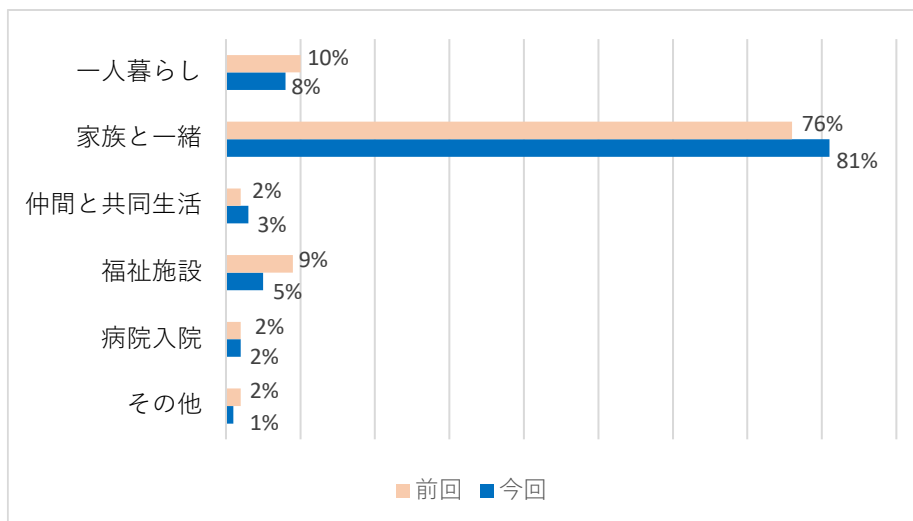
問21 問20で「受けている」を選んだ場合、そのケアはなんですか（複数回答）。

・「服薬管理」が48%と最も多く、次いで「透析」が15%などとなっています。



問22 あなたは現在、どのように暮らしていますか（単一回答）。

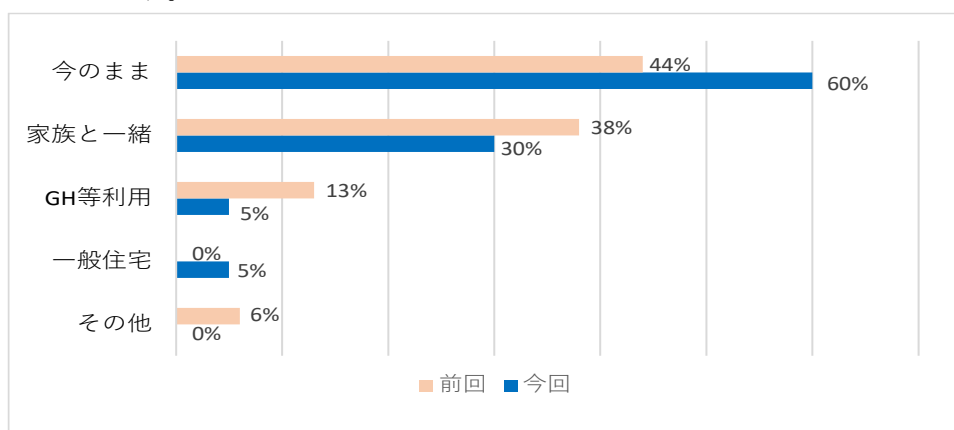
・暮らしの状況は「家族と一緒に暮らしている」が最も多くなっています。次いで「一人暮らし」などとなっています。



問23 あなたは将来、地域で生活したいと思いませんか（単一回答）。

※問22で「福祉施設」及び「病院入院」を選択した方

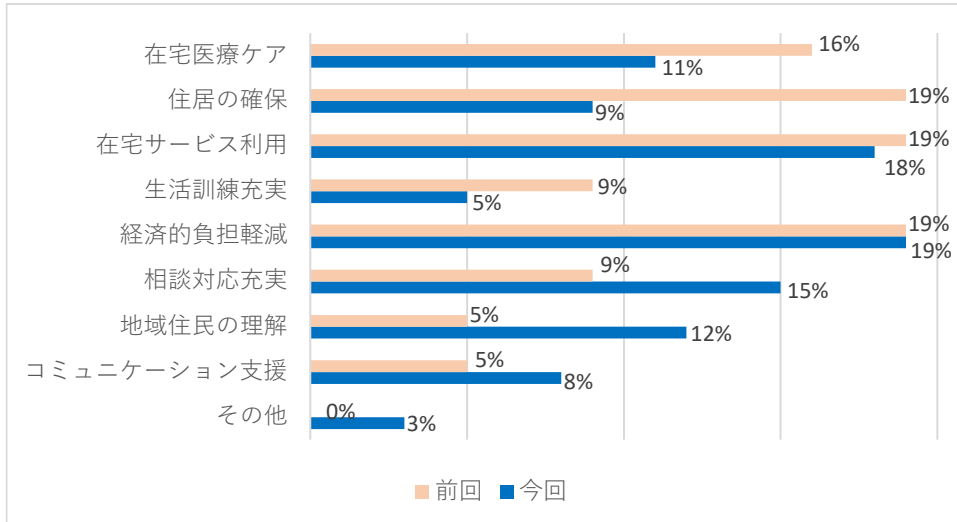
・地域生活の意向は「今のまま生活したい」が最も多く、前回の44%から60%と大幅に増加しています。



問24 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）。

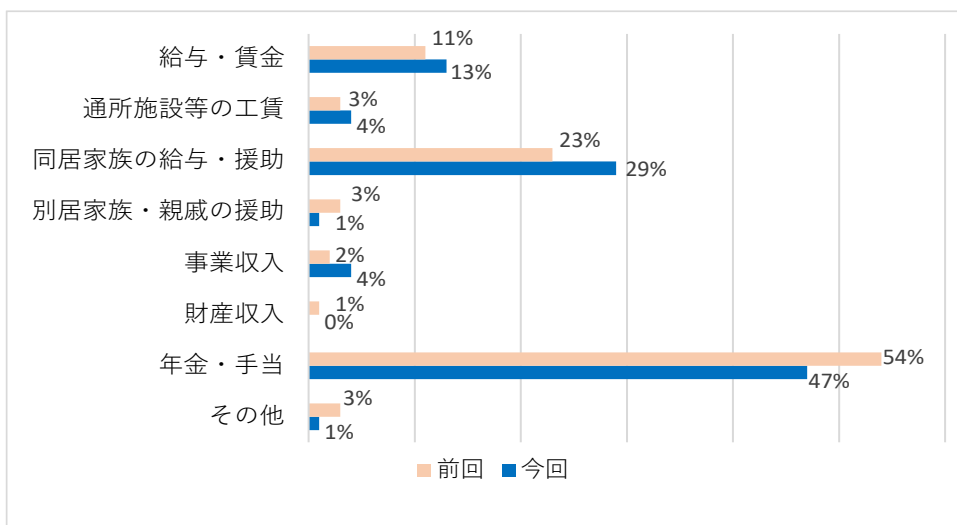
※問22で「福祉施設」及び「病院入院」を選択した方

・前は「住居の確保」「在宅サービス利用」と「経済的な負担の軽減」が19%と最も多かったが、今回は「在宅サービス利用」と「経済的な負担の軽減」の他に、「相談対応の充実」「地域住民の理解」などが増加しています。



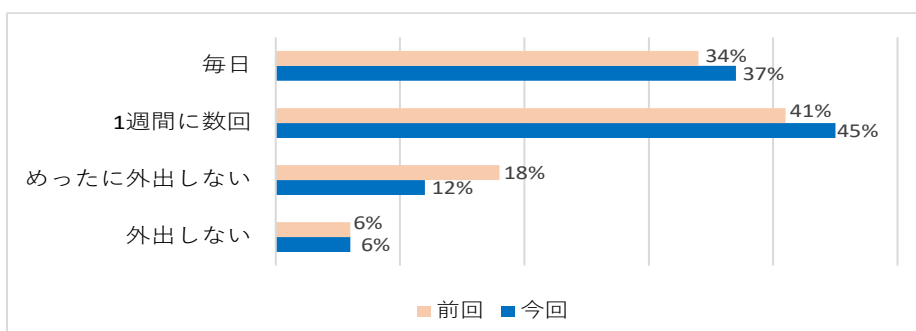
問25 あなたが生活していく上での収入はなんですか（複数回答）。

・収入は「年金・特別障害者手当など」が最も多くなっています。次いで「同居家族の給与・援助」などとなっています。



問26 あなたは、1週間にどの程度外出しますか（単一回答）。

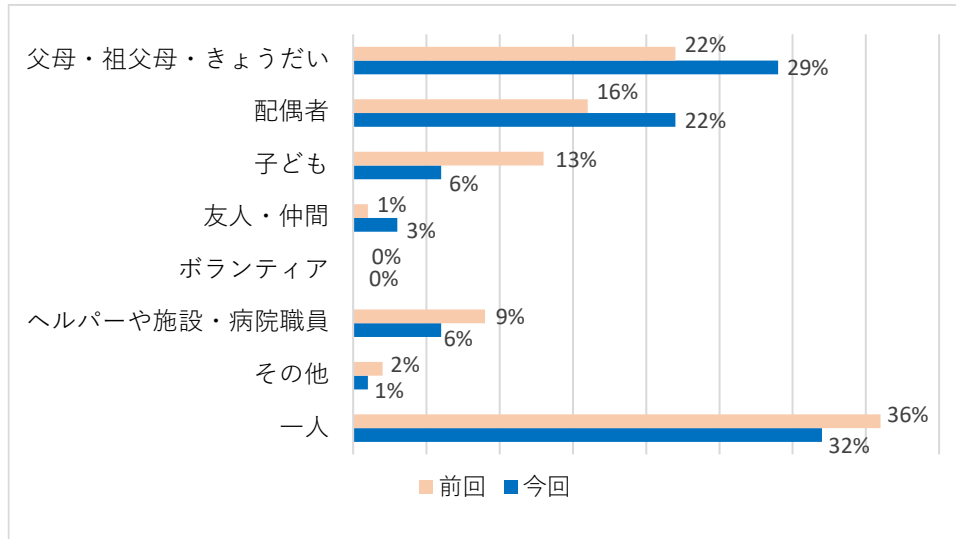
・外出頻度は「めったに外出しない」が18%から12%に減少し、「毎日外出する」「1週間に数回」が増えています。



問27 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか（単一回答）。

※問26で「まったく外出しない」以外を選択した方

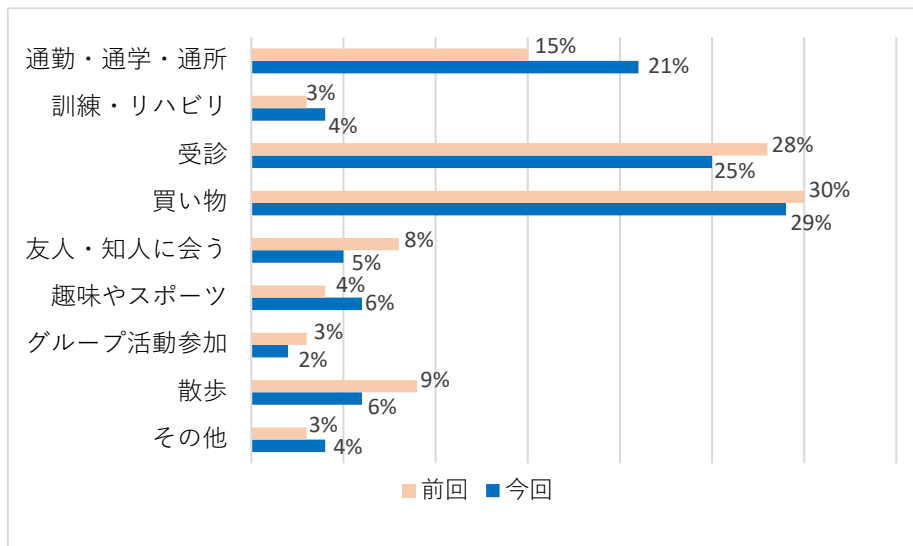
・外出の同伴者は「一人で外出する」最も多くなっています。「父母・祖父母・きょうだい」「配偶者」が増えています。



問28 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか（複数回答）。

※問26で「まったく外出しない」以外を選択した方

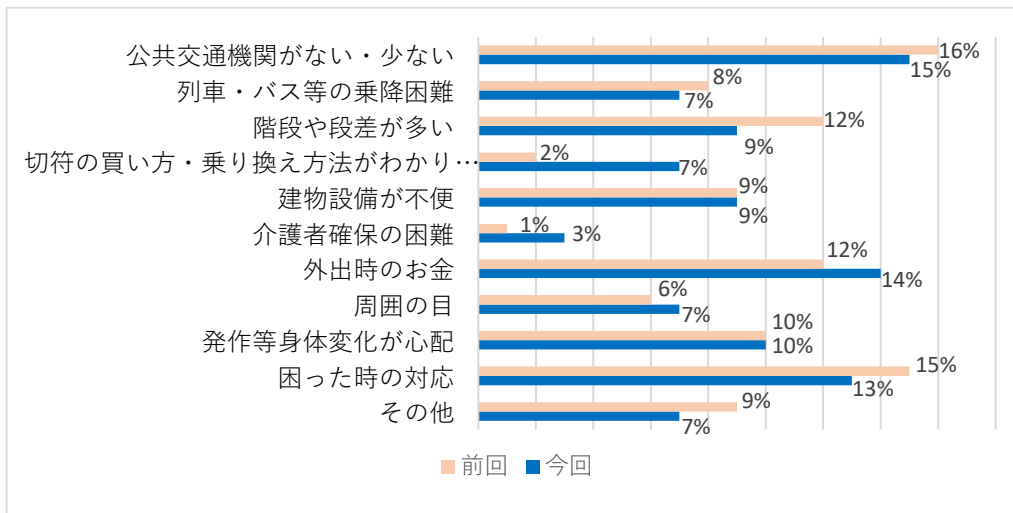
・外出の目的は「買い物に行く」が最も多くなっています。次いで「医療機関への受診」などとなっています。



問29 外出する時に困ることはなんですか（複数回答）。

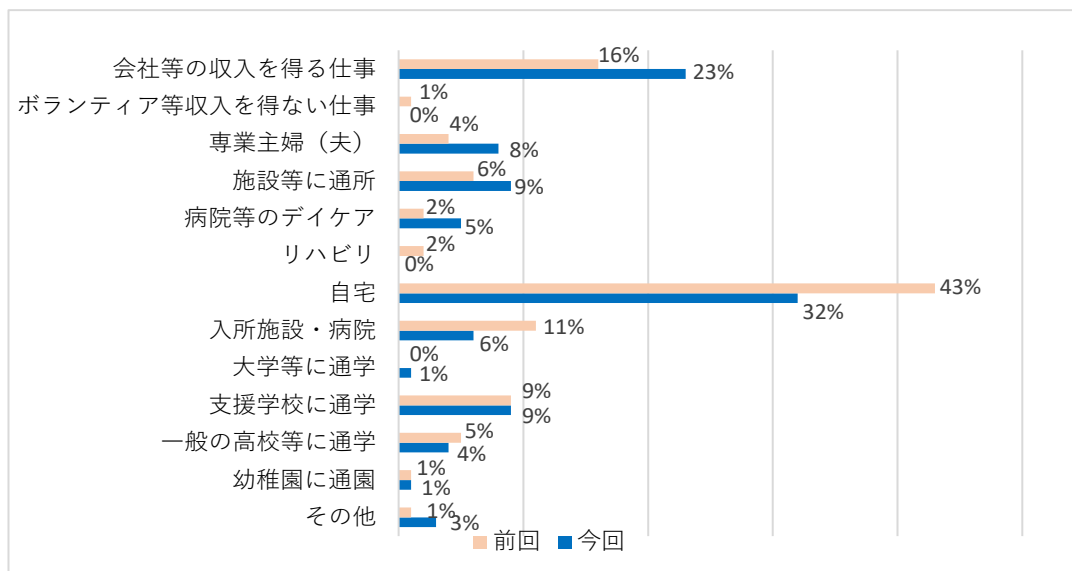
※問26で「まったく外出しない」以外を選択した方

・外出で困ることは「公共交通機関がない・少ない」が15%と最も多くなっています。前回「困ったときにどうすればいいのかわかり」が次に多かったが、今回は「外出時にお金がかかる」が多くなっています。



問30 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか（単一回答）。

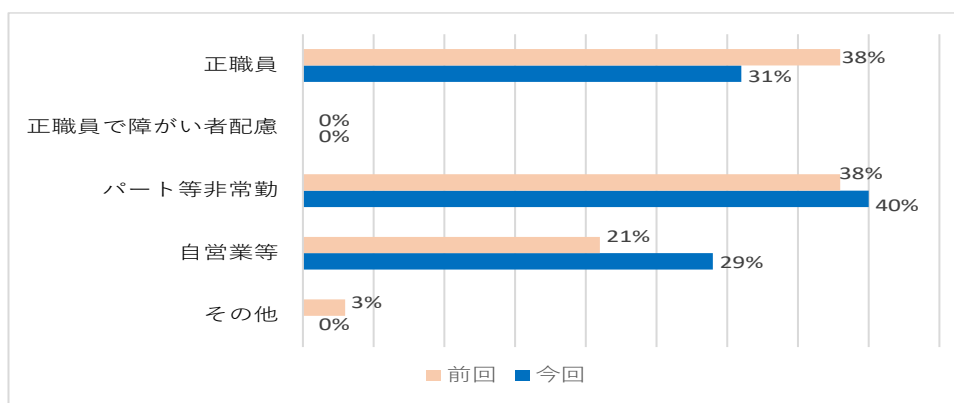
・日中の過ごし方は「自宅で過ごしている」が43%から32%に減少しましたが最も多く、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が16%から23%に増加しています。



問31 どのような勤務形態で働いていますか（単一回答）。

※問30で「会社等の収入を得る仕事」を選択した方

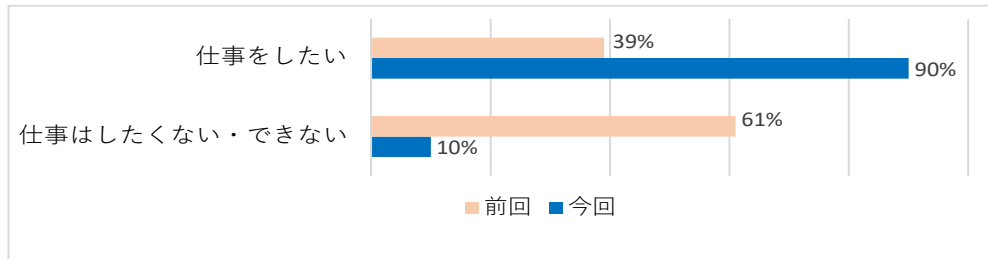
・勤務形態は「正職員」が38%から31%に減少し、「パート、アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が38%から40%になり最も多くなっています。



問32 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか（単一回答）。

※問30で「会社等の収入を得る仕事」以外を選択した18～64歳の方

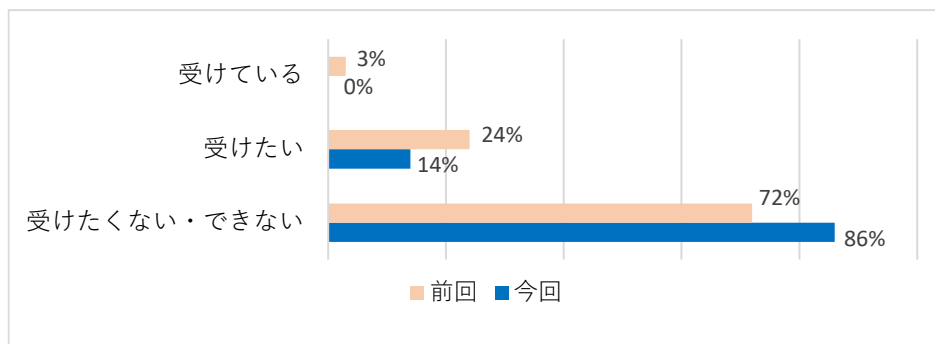
- ・就労の意向は「仕事をしたい」が39%から90%と大幅に増え、「仕事はしたくない、できない」が61%から10%に減少しています。



問33 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか（単一回答）。

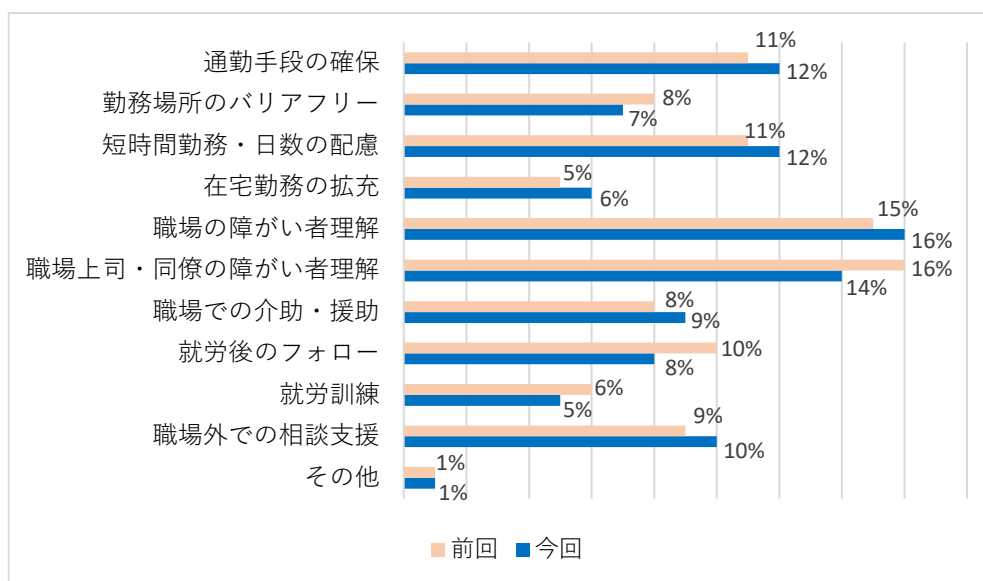
※問30で「会社等の収入を得る仕事」以外を選択した18～64歳の方

- ・職業訓練の意向は「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が最も多くなっています。



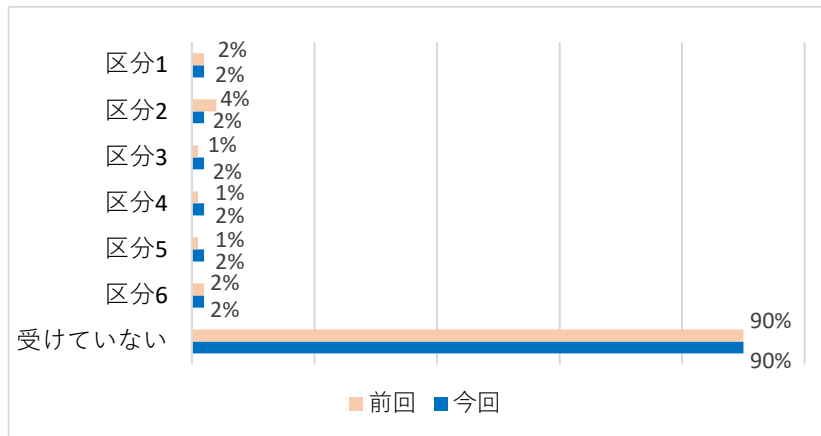
問34 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）。

- ・就労への支援は「職場の障がい者理解」が最も多くなり、次いで「職場の上司や同僚に障がい者の理解があること」となっています。「通勤手段の確保」と「短時間勤務や勤務日数などの配慮」「職場外での相談支援」は増加傾向となっています。



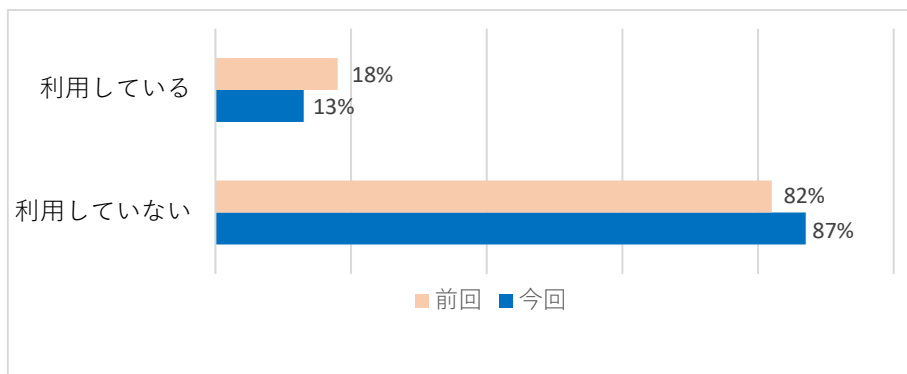
問35 あなたは、障がい福祉サービスの障害支援区分の認定を受けていますか（単一回答）。

- ・障害支援区分は「受けていない」が90%と最も多くなっています。



問36 あなたは、介護保険によるサービスを利用していますか（単一回答）。

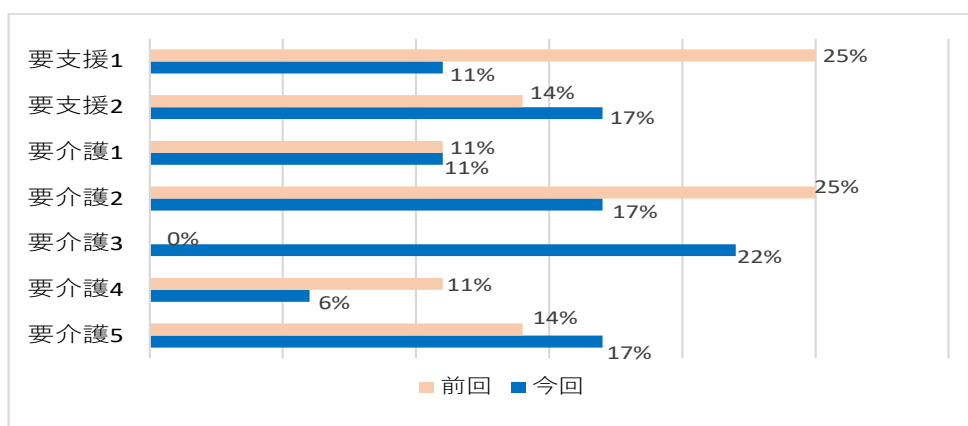
- ・介護保険サービスは「利用していない」が87%となっています。



問37 あなたの該当する要介護度は（単一回答）。

※問36で「利用している」を選択した方

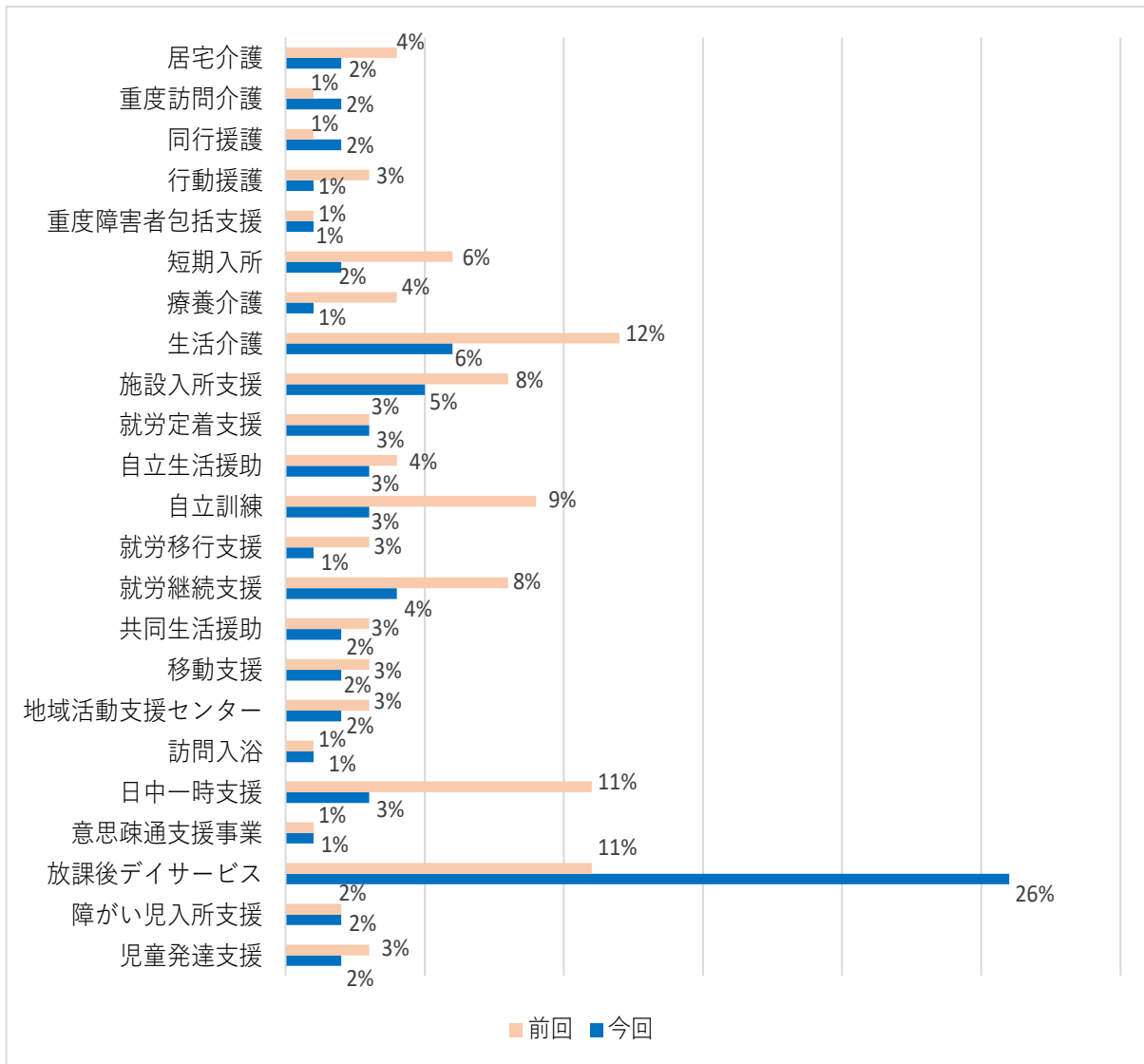
- ・要介護度は、前回0%だった「要介護3」が22%と最も多くなっている。



問38 現在利用しているサービス、今後利用したいサービスはなんですか（複数回答）。

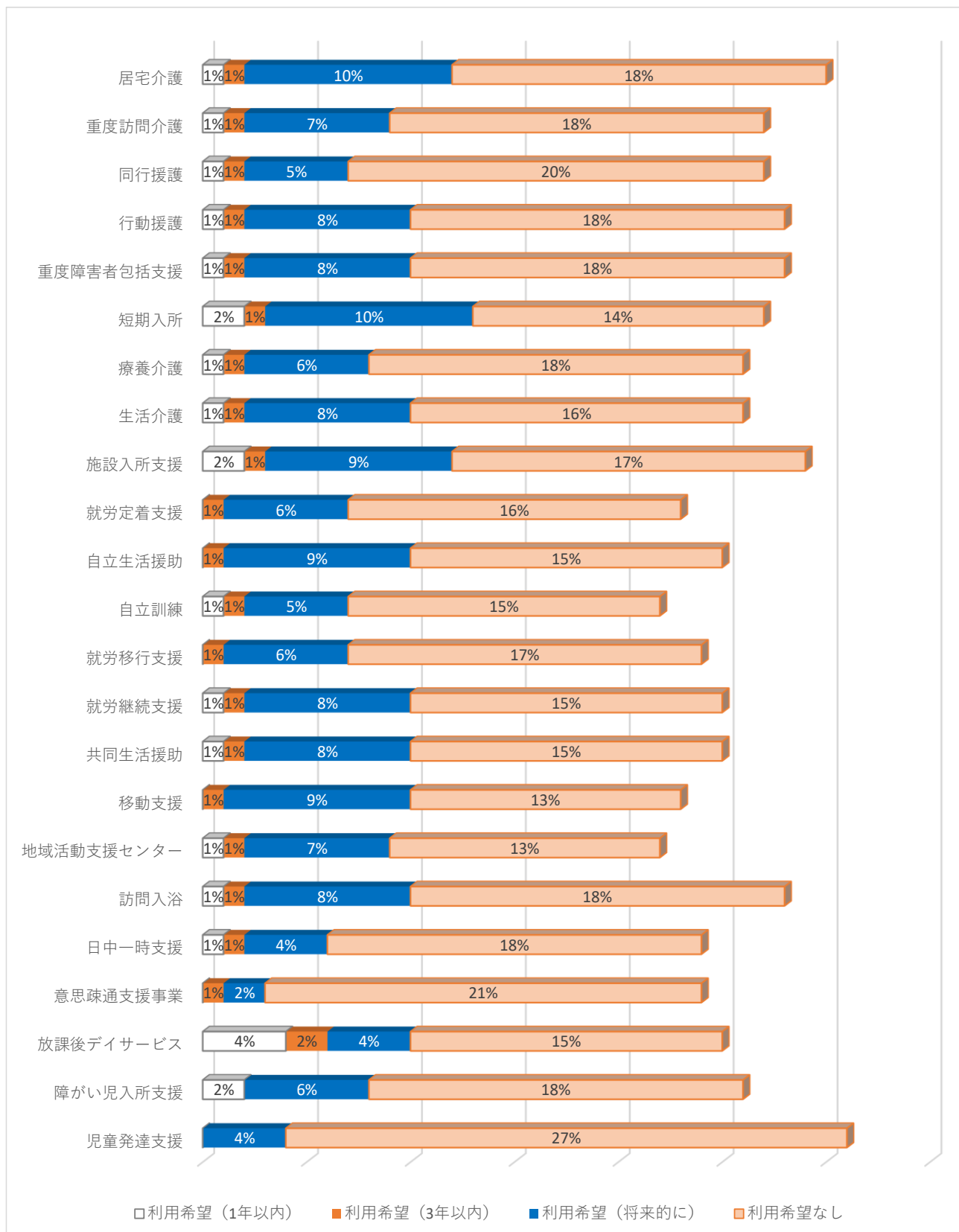
□現在利用しているサービス

・障がい者のサービスでは「生活介護」、障がい児のサービスでは「放課後デイサービス」が多くなっています。



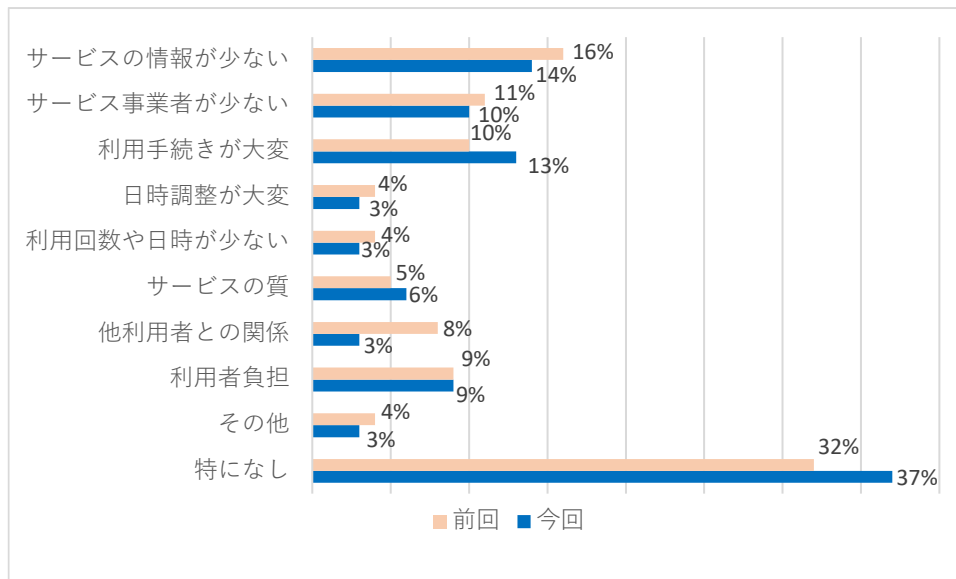
□今後の利用希望^⑧

・どのサービスも「利用希望なし」が大半を占めている。「居宅介護」「短期入所」については10%が「将来的に利用したい」と希望している。



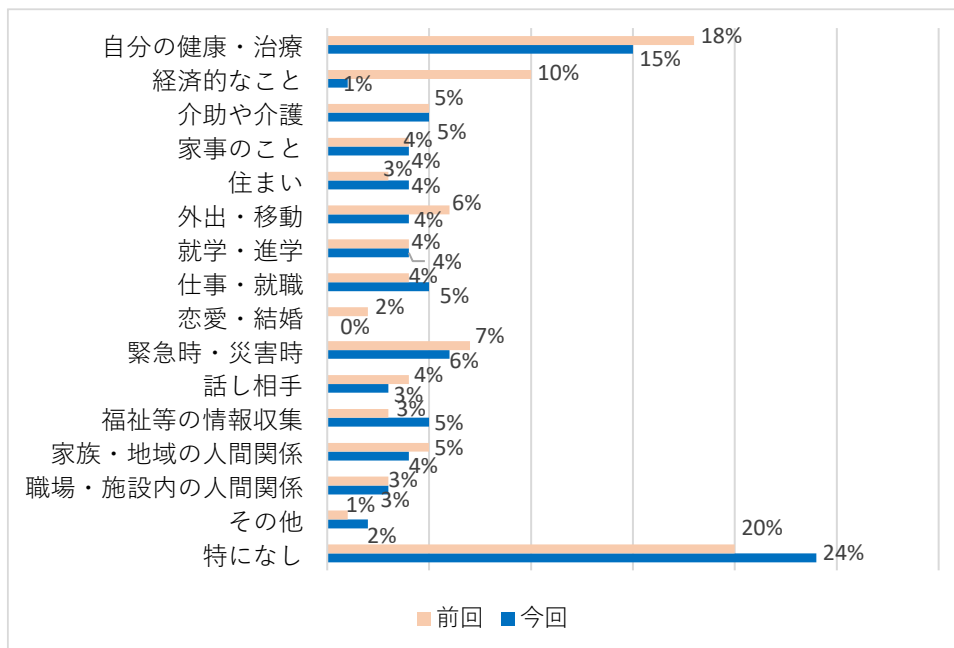
問39 障がい福祉サービスなどを利用する上で、困っていることはなんですか（複数回答）。

- ・困っていることは「特に困っていることはない」が最も多く32%から37%に増えています。「利用手続きが大変」が10%から13%に増えています。



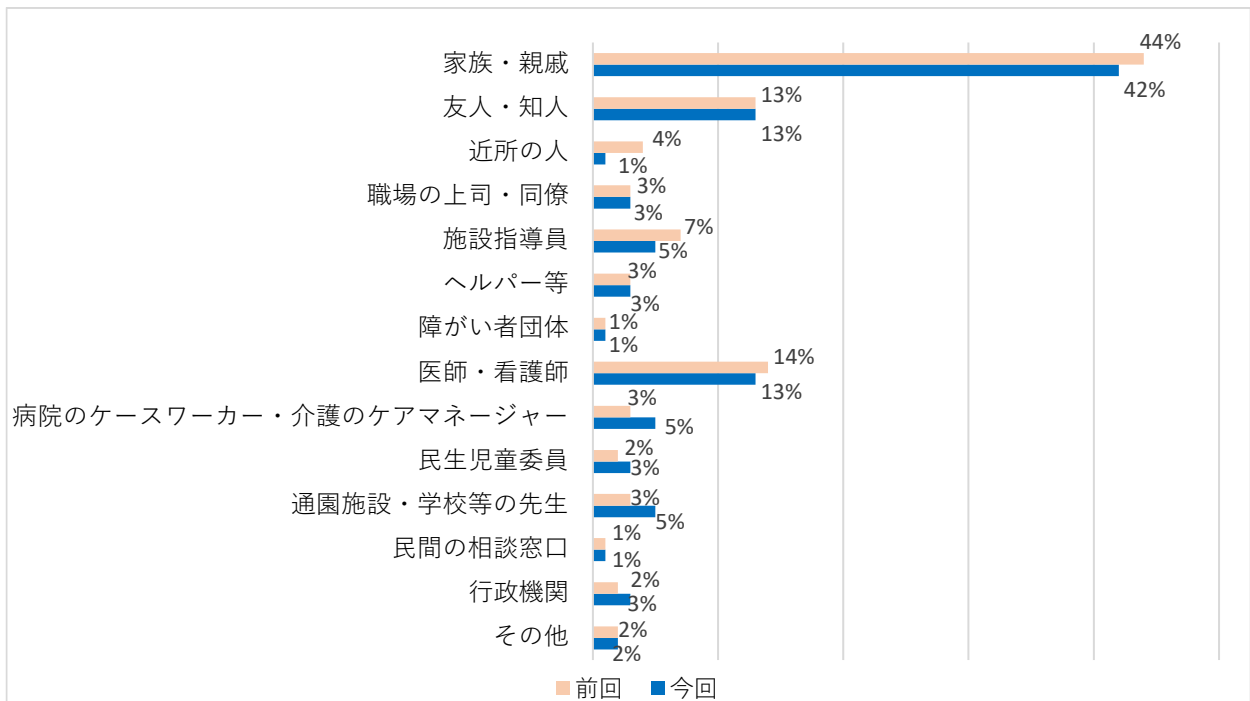
問40 あなたは、現在悩んでいることや相談したいことがありますか（複数回答）。

- ・悩んでいることなどは「特になし」最も多く、20%から24%に増えています。「仕事・就職」、「その他」以外は減少もしくは同数となっています。



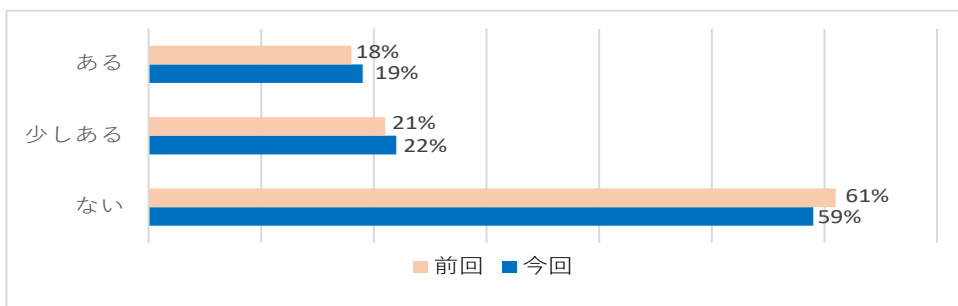
問41 あなたが悩んでいることを相談する相手は誰（どこ）ですか（複数回答）。

・相談する相手は「家族・親戚」が最も多くなっています。次いで「かかりつけの医師や看護師」、「友人・知人」となっています。



問42 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか（単一回答）。

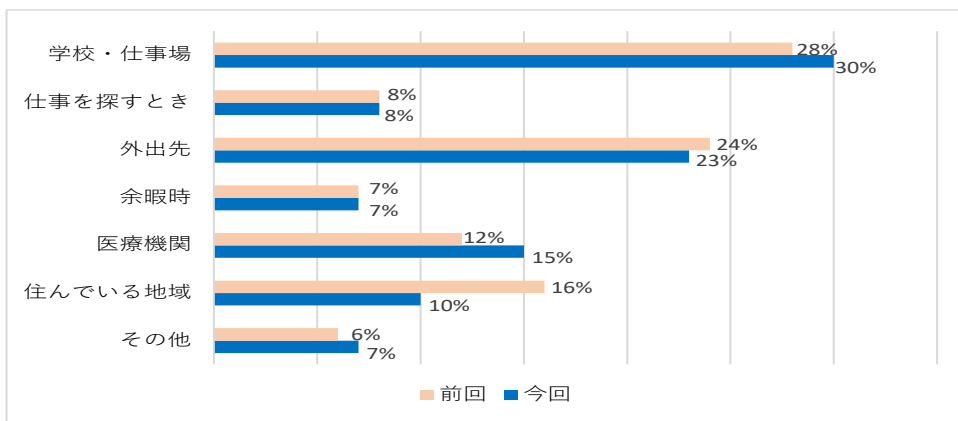
・差別などは「ない」が61%から59%に減り、「少しある」、「ある」が1%ずつ増えています。



問43 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか（複数回答）。

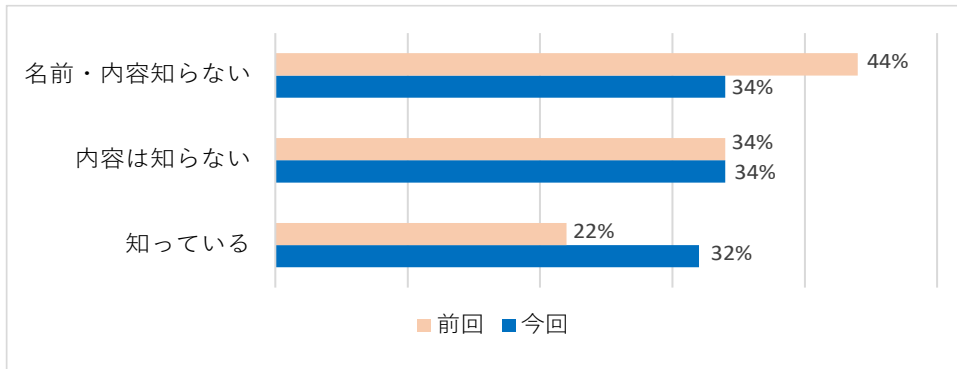
※問42で「ある」及び「少しある」を選択した方

・差別などの場所は「学校・仕事場」「医療機関」「その他」が増加しています。



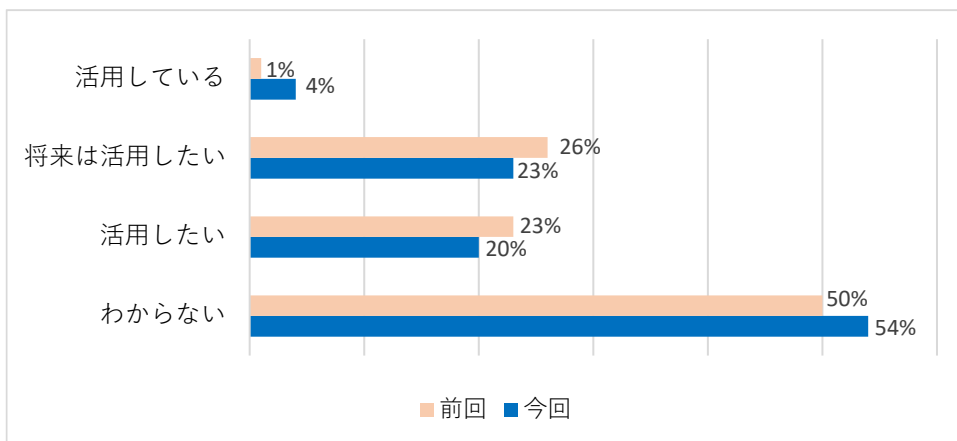
問44 あなたは、成年後見制度について知っていましたか（単一回答）。

- ・成年後見制度については「名前も内容も知らない」が10%減っており、「知っている」が10%増えています。



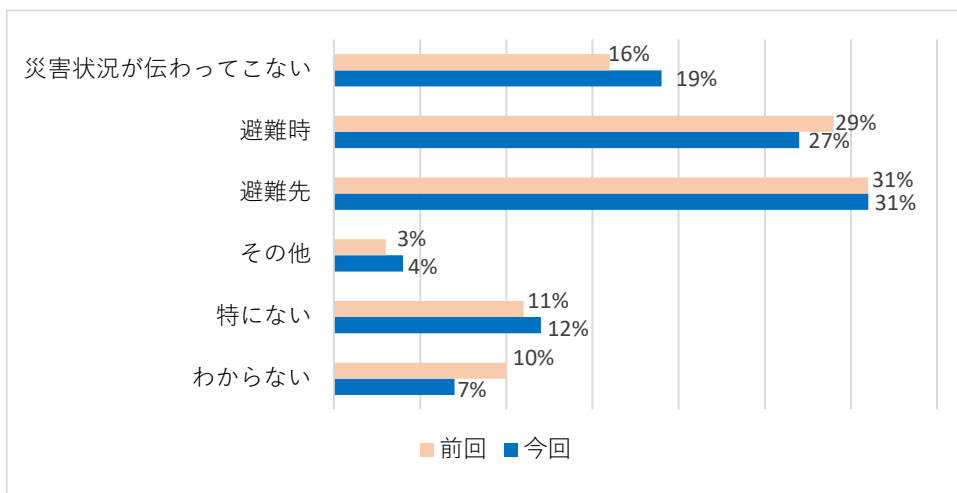
問45 あなたは、成年後見制度を活用したいと思いますか（単一回答）。

- ・成年後見制度の活用は「わからない」が最も多くなっています。「活用している」が3%増えています。



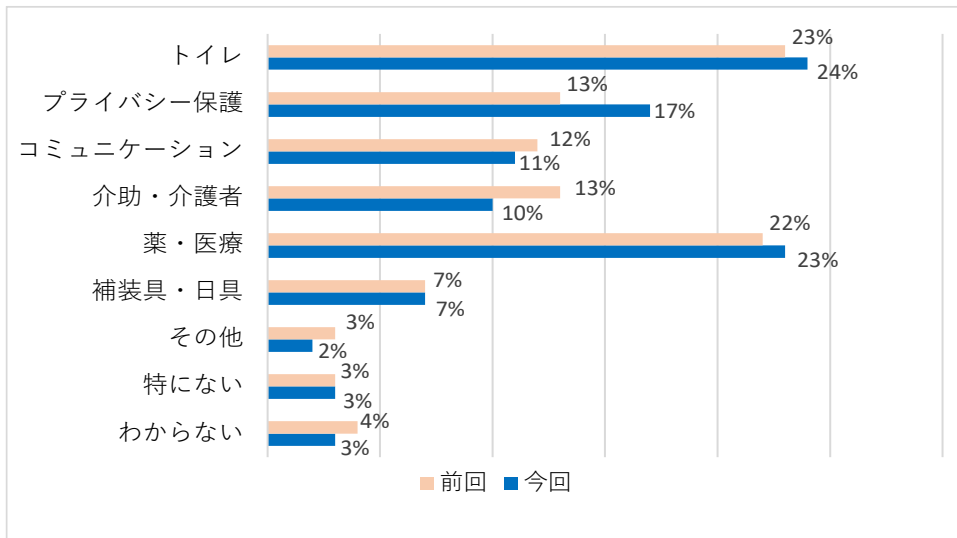
問46 災害が起こった際の不安はなんですか（複数回答）。

- ・災害時の不安は「避難先での不安」が最も多く、「災害の状況が伝わってこない」が16%から19%に増えています。



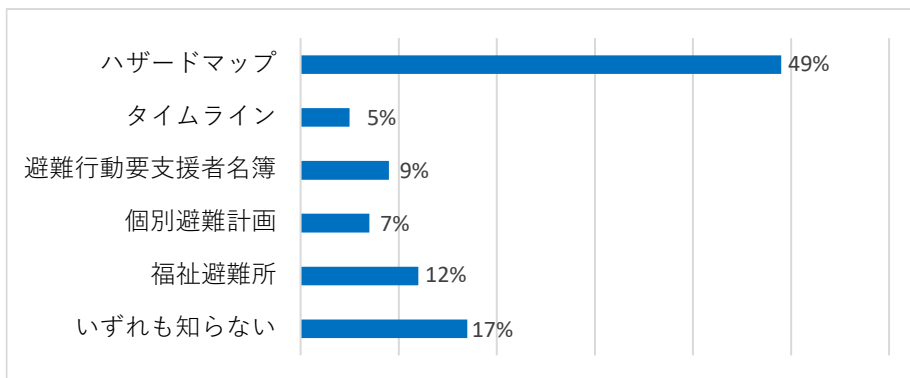
問47 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることはなんですか（複数回答）。

- ・避難所で困ることは「トイレのこと」が最も多くなっています。次いで「薬や医療のこと」などとなっており、どちらも1%増えています。



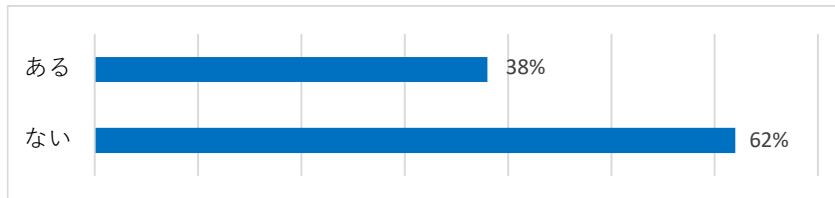
問48 あなたが知っている防災用語はありますか（複数回答）。

- ・「ハザードマップ」が最も多く49%、「いずれも知らない」が17%となっています。



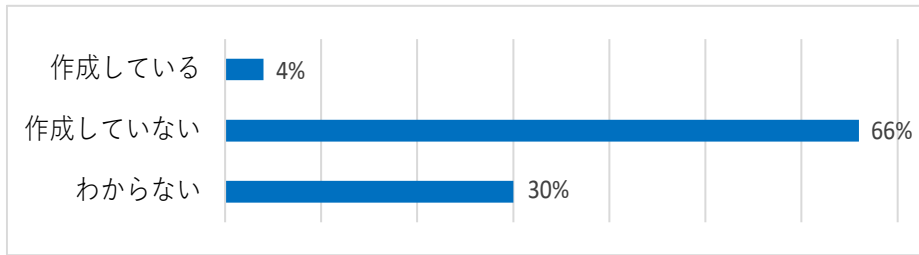
問49 ハザードマップで危険性を確認したことはありますか（単一回答）。

- ・「危険性を確認したことがない」が62%となっています。



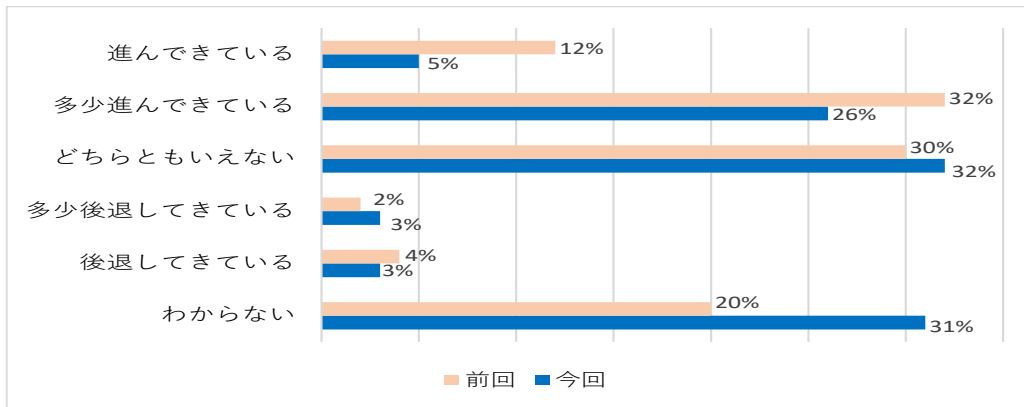
問50 個別避難計画を作成していますか(単一回答)。

・「作成していない」が66%、「わからない」が30%となっています。



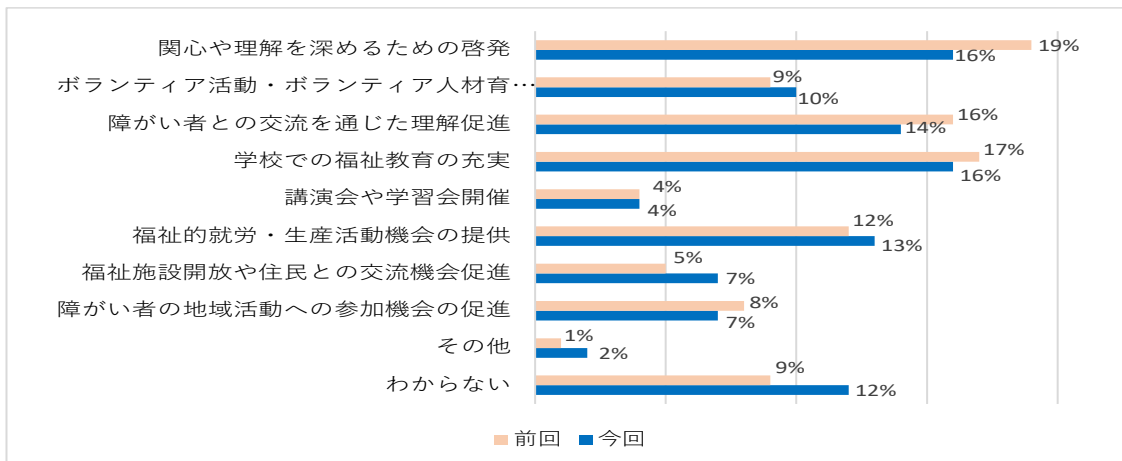
問51 あなたは、「障がい」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思いますか(単一回答)。

・障がいに対する理解などは「進んできている」「多少進んできている」が減っており、「どちらともいえない」「多少後退してきている」が増えています。



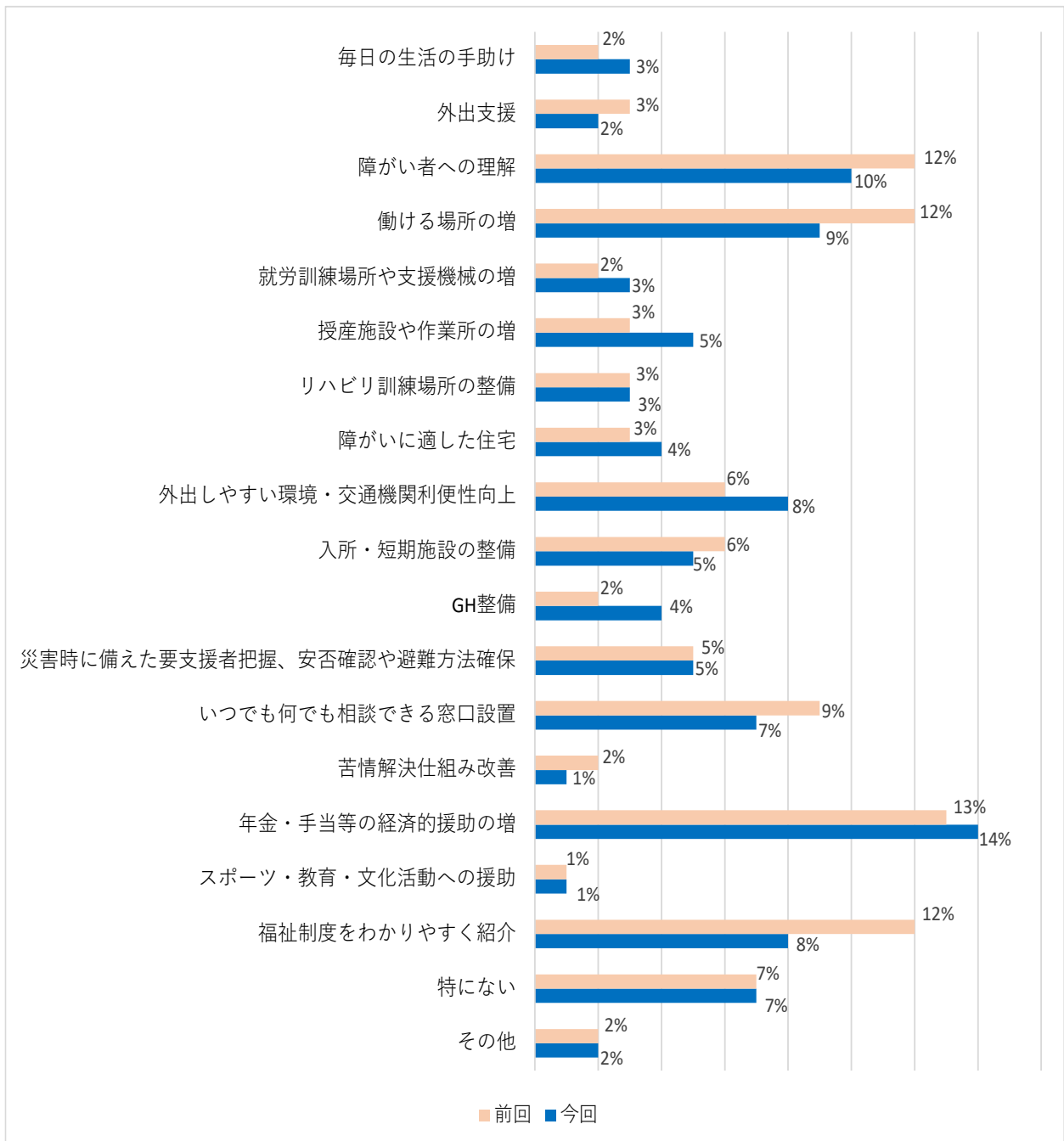
問52 「障がい」に対する市民の理解を求めるためには、なにが必要と思いますか(複数回答: 3つまで)。

・理解を求めるために必要なことは「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」「学校における福祉教育の充実」が前回と比べ減ってはいるものの、多くなっています。



問53 あなたが、暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか（複数回答：3つまで）。

・特にしてほしいことは「年金や手当などの経済的援助を増やしてほしい」が最も多くなっています。前回は「福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい」が次に多かったが、今回は「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が多くなっています。



○自由記述欄 本市の障がい福祉施策などにつきまして、ご意見などがございましたらお書きください。

No.	区分	アンケート意見等
1	サービス その他	・現在、本人は、まだ子どもで字も読めないのでアンケートは母が答えました。私が亡き後の本人の人生について非常に心配です。私が居なくなったら本人は一人きりでささええてくれる家族も居なくなります。本人が一人になった時に施設に入ったりホームに入ったり他人の手を借りながら本当に生きていけるのか心配です。心配なく生きられる様、整備をお願いしたいと思います。成年後見人も、どのタイミングで必要なのか色々情報や勉強会などがあると準備がしやすいと思います。
2	相談支援	・行政(国縣市)には多くの補助金があるものの、本人もしくは家族等が申請しない限り受給されることはない。該当する補助金の要件確認や補助金そのものを探し求めるのは大変困難であることから、行政が障がい者等の状況をしっかりと把握し該当するであろう補助金を行政側より提示していただきたい。(PUSH 型)そうすることで本来受け取れるはずの補助金を確実に受け取れることができ、情報を取りに行くことが困難な人にも公平に受給機会を与えることができる。ぜひとも PUSH 型の情報発信をお願いします。 ・窓口に出向かなくても相談・各種申請できるサービスがあれば良い。
3	その他	・遠野市は岩手県内の中でも福祉関係が遅れている状況です。昔人の考え方で都合の悪い物は山の中へ隠してしまえ！という風習が遠野にはまだ残っているようです。前市長も要望があれば一応は作るけど(支援学校とか)作ったからこれでいいでしょみたいな所が許せない。こんなんでもうやって機能するのかと思った方が多数いました。それに比べて花巻は最前線を行っていると思います。一般企業と提携して障がい者が働ける場をを広げ選択肢を広げています。遠野より花巻の方に移り住むでしょう。しかも支援事業所のライトがなくなり、他の福祉事業所との取り次ぎもどうすればいいのか。早々に何とかして欲しい。多田市長は福祉関係に力を入れているみたいだが、本当に障がい者が必要なのは何かを見定めて欲しい。
4	その他	・自分が障がい者で母が高齢で歩行が少し難あり。今後介護をする事に対し不安、親(母)を施設入所させたいが経済的に入所費用等に不安。
5	その他	・遠野市は要介護認定が他市町村より受けにくくハードルが高い。過去に窓口での対応に対して嫌な思いをした。ぜひ改善してほしい。
6	サービス 相談	・在宅的ケア児者(他の障がいの方も)が受けるサービスの一覧表があれば窓口で一つひとつ聞かないで済む。
7	その他	・物価高になり生活が大変です。市からの給付などは、ないのですか？世帯収入ではなく障がい手帳のある人に目を向けて欲しい。病院も1時間かけて行っている状況で他にも病気に罹り、少しは治療費が戻ってくるけれど、もっと考えてほしい。子どもや高齢者対策ばかりに力が入っているように感じる。長生きできないなと思っている。

8	障がい者理解 その他	<p>・私自身、障がいもあります。子どもが二人います。学校生活を見ていると「障がい者」という言葉が出なくても陰で言っているのを見ます。教職員の皆さんはマニュアルでしか子どもたちに教える事ができないと思っています。ある生徒の母は、そういう事は先生が教える事だと言われましたが、私は納得がいきませんでした。低学年のうちから障がいについて話をすることによって少しずつ変わってくれば偏見や差別言葉がなくなると思います。(難しいかもしれませんが)どうか、一人でも多くの人にもわかってほしいので講演会など企画してほしいです。</p>
9	その他	<p>・今回こうして書く機会を頂いたので、いつも自分の中で、ぐずぐず回っている物を書いてみていいでしょうか。私は、今まで学生時代の思い出を支えに生きてきました。ところがある日、学生時代の知人が私の通っている病院に来たのを見てしまいました。それ以来私は心の支えを失くしてしまい、外に出る事ができなくなってしまいました。家に引きこもるようになったのが今年の春先からなので引きこもり生活が半年を過ぎようとしています。それに加えて追い打ちをかける様に自分の姉が、介護が必要になってしまい絶望的な日々を送っています。お医者さんと看護師さんと患者さんとみんなに私は嫌われていて行き場を失ってしまいました。ほんとうは、立ち直れなくらい傷ついているのに誰も気が付いてくれません。私は一体どこに希望を見出せばいいのですか。いつになったら世の中が開けますか。私はどうしたらいいのですか。どうか助けてください。</p>
10	サービス 相談支援 障がい理解	<p>・特別支援学校高等部の設立をお願いします。遠方まで通学を余儀なくされている家庭の負担を減らしてほしい。</p> <p>・他の市町村よりも窓口が複雑で使用しにくいので、分かり易く一本化してほしい。</p> <p>・障がい者の親族が亡くなった場合の受け入れ施設等の拡充をしてほしい。</p> <p>・障がい者と健常者の隔たりのない正しい情報展開や地域交流を充実してほしい。</p>
11	障がい理解	<p>・障がい者が一人の人間として生きていく上で医者の方は欠かせず病氣を持つ人にとっては一番の寄りどころである、と言っても過言ではないと思っているが一番すがりたい人に「うーん こんな状況であれば遺書を書いておくほうがいいんじゃない」などという言葉は、心までも病んでいる病人に言う言葉かと思わず驚かされてしまいました。勿論「叱咤激励」という言葉があるのは知っています。言われたくないと思って病氣に立ち向かえる病人だけではないと思うと「何を思ってこの医者は病人と向き合っているのだろう」と思ってしまう。病院に行く2~3日前から「今度は何を言われるんだろう」と思っとうなだれている病人に何と声をかけていいのかわからない。もう少し気持ちよく病院の玄関に入っていけたらなと毎月思っってしまう。設問に合っていない意見かもしれませんが病人と向き合っ暮らしている者の思いです。医者にとっては何万人、何十万人受け持つ一病人かもしれませんが。でも私達にとっては「先生が頼りなのです」と叫びたいのです。</p>
12	バリアフリー	<p>・市内の開業医で外階段には手すりなし。玄関の段差・中のトイレは和式で通院したくても大変である。</p>

13	サービス	・コロナ前はスポーツ大会等の交流の機会がありましたが、最近は全く機会がなくなりました。視覚障害の方々のみ集まり等の企画を希望します。
14	サービス	・障がい者を支える家族も色々な勉強会や交流会に参加したいと思っておりますが、障がい者を伴っての参加が難しく興味があるのに参加を見送ることが少なくありません。何年か経っても状況が変わらないままにいるということもあります。在宅で、又は障がい者を伴って参加できる形を考えてもらえればと思います。オンラインでもいいし小さな地区割りで意見聞き取り兼交流会など。
15	サービス	・自分自身は難病指定でお世話になっていますが、日常生活では何も不自由はありません。家族の介護の際に遠野市福祉サービスで大変お世話になりました。本人の介護状況等でサービスを受けるのが難しい事もありましたが家族が疲れ切ってしまう為にはとても助けられました。高齢者が増加している中でさらにお忙しい日々とは存じますが、今後も様々なサービスを提供して頂ければ幸いです。
16	サービス	・入学前の支援施設が少ない為、そこからの選択肢がせまくなっていると思います。花巻に住んでいたことがあります。イーハトーヴ養育センターのような施設があると子どもが預けやすく相談しやすい環境でした。他の人の話を聞くと施設がないことで保育園、幼稚園に預けなければならない、先生にも配慮してもらおうことあるようですが保育士不足の中で申し訳なく思った親御さんもいました。 ・小学生、中学生向けのスポーツ教室や障がい児向けの習い事があるととてもうれしいです。
17	サービス	・手話通訳いつでも通訳してほしい。手話を地域で広めて使える人が増えてほしい。 ・行政からの文書の意味が分からないので分かりやすくしてほしい
18	サービス 相談支援	・今すぐ出来るのではという一つの提案ですが、障害がある人の円滑な利用の為に意思疎通は重要なのでタブレット機器で図や絵を表示するとか、視覚障がいだったら点字や分かり易い表現の文書などで説明をするなど、もっとゆとりを持って丁寧にサービス提供してほしい。
19	障がい理解	・障がいがあることが、悪いというような風潮があるように感じる。同じ人間であり、差別するのは間違っているということを全年代の方に伝えてほしい。障がいがある方を助けるどころか足を引っ張っているようなことを話されるような社会を変えてほしい。
20	バリアフリー	・市外への通院のため、バスの本数をもっとあると助かります。バスや電車の利用料金くらいでの送迎タクシーのようなものがあったら利用したいです。 ・バリアフリーの賃貸住宅の情報があったら将来的に安心です。
21	その他	・今回のアンケートで感じましたが各障害によって、その人の思いが違います。視覚障害は本当に大変で人に頼る事が多いです。住みなれている家で家族に手伝ってもらっている時は良いですが、一人になったらと思うと本当にどうなるのか自分でもわかりません。今は先の事を考えるとノイローゼになってしまいます。余り考えない様にしています。
22	障がい理解	・うち子ども達は発達障害ではありませんが、自分達から言わないと分からないぐらい、今ふつうに生活していますが、毎日薬を飲んで頑張っていますが周りの人と同じよ

		うにすることは、人の何倍も大変なのだと見ていて思います。グリーゾーンの子ども達も暮らしやすい学校生活が送れるように市でも取り組んでもらえたら親も安心です。
23	その他 バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の施設や店のトイレを障がい者対応可能に改修工事して欲しい。 ・高齢の身体障がい者の家族が盛岡市の施設に入居しているが遠野市の施設の入居できなかった。会いに行くのが大変なので早く希望している遠野市の施設へ入居できるようにして欲しい。

第4章 障がい者の現状と課題

1 アンケート調査に見る障がい者の現状と課題

(1) 地域生活支援について

福祉施設や病院に入所・入院されている方の地域生活の意向は「今のまま生活したい」が60%と最も多くなっており、「家族と一緒に生活したい」が30%、「グループホームなどを利用したい」「一般住宅に一人で暮らしたい」がそれぞれ5%と地域で生活したいという意向を持っている方が前回よりも減少しています。

また、地域で暮らす際の必要な支援として、「経済的な負担の軽減」及び「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多くなっており、地域での生活を実現するためには、経済的な自立や在宅サービスの充実が課題となっていることがうかがえます。

加えて障がいに応じた医療的ケアや福祉サービスが適切に利用できること、相談支援の充実や生活訓練を充実させる等、保健・医療・福祉の関係機関の連携による多様な取り組みが求められています。

自由記述にあるように、障がいを持つ子の親として、親亡き後も安心して暮らせるようにサービスの充実と地域の障がいへの理解を深めることが求められます。

保育や教育については、障がいに応じた専門的な教育やサポートとともに、将来の自立に向けて一貫した相談、教育・保育環境の整備が求められています。

(2) 就労支援について

仕事をしていない人の約9割が「収入を得る仕事をしたい」と回答しており、前回調査の4割を大きく上回り、多くの人の就労への意識が高まっていることがうかがえます。

障がい者の就労支援で必要なことについては、「職場の障がい者理解」が16%、「職場上司・同僚の障がい理解」が14%、「短時間勤務・日数の配慮」等が12%となっており、障がい者当事者団体（家族会）との意見交換会でも、「精神障がいにはハードルが高く、休みがちになることもある」などの意見もあることから、それぞれの障がい特性に応じた配慮等が重要な課題となります。

以上のように、障がいのある人の就労を促進するためには、障がい特性や能力、配慮してほしいこと等を企業や職場の一人ひとりが把握し理解することが重要であり、障がいのある人が『働く』ということによって社会や地域で役割を果たすことに繋がると考えられます。

また、令和4年に就労支援部会においても『障がい者就労に関するアンケート』を行っており、その中で就労する場合の条件として「自分の障がいに合う仕事」「自宅でできる仕事」を選んだ方が多くみられたことから、就労移行支援、就労継続支援における在宅での訓練等の提供について、就労支援を行う事業所等に働きかけを行うなど、新たな就労の場の拡大が必要となっています。

(3) 日中活動について

外出の頻度については「1週間に数回外出する」が45%と最も多く、「毎日外出する」も37%と約8割の方が頻繁に外出している一方、「めったに外出しない」及び「まったく外出しない」が18%となっており、約2割の方が在宅中心の生活をしています。

外出する際の主な同伴者は「父母・祖父母・きょうだい」が29%となっていますが、「一人で外出する」が32%と最も多くなっています。

外出の目的では、「医療機関への受診」、「買い物」、「通勤・通学・通所」が全体の約7割を占めており、外出する際に困ることでは、「公共交通機関がない・少ない」が最も多く、次いで「外出にお金がかかる」「困った時にどうすればいいのか心配」などとなっています。

ほとんど外出しないと回答した方の社会参加の促進を促し、総合的な交通対策や障がい者や高齢者に優しいバリアフリー化、障がい者等が困った際の支援体制の取り組みが必要となります。

日中活動の面では、「自宅で過ごしている」が32%と最も多く、主な支援者の多くが介助について「支援者自身の健康不安」や「緊急時の対応に不安がある」と感じている状況となっています。

また、自由記述の意見の内容からも外出時の公共交通の充実や病院等の段差解消や手すりの取り付けなどを求める意見があり、バリアフリーや事業者間のサービスの水準の平準化を求める取り組みが必要となります。

(4) 障がい福祉サービスなどについて

障がい福祉サービスの利用状況では、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「生活介護」、「施設入所支援」となっています。

福祉サービスの利用希望状況では、1年以内の利用希望は「放課後等デイサービス」、3年以内の利用希望は「居宅介護」「短期入所」、将来的に利用希望が「児童発達支援」が多くなっています。将来的に希望するサービスは、次いで「意思疎通支援事業」「同行援護」となっており、サービスや支援を受けながら、在宅で生活することを希望する方が多い結果となっています。

福祉サービスを利用するにあたり、手続き等に変化を感じている方も多いため、申請受付時の工夫についても検討が必要です。

また、自由記述の意見の中で、将来的に支援が必要になった時、支援者が居なくなった時に利用できる施設やサービスを求める声が多いことから、事業所の増設等のサービスの充実が求められています。

このような結果から障がい者の地域生活を支えるため、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や障がい福祉サービス、地域生活支援事業の質と量を安定的に確保するため、事業所に対し必要な支援を行っていく必要があります。

(5) 相談や情報提供

現在の悩みや相談したいことでは、「自分の健康や治療のこと」最もが多くなっており、障がいの重度化などの健康問題に不安を感じているものとなっています。前回調査時には「生活費など経済的なこと」が2番目に多かったのですが、今回調査では「緊急時や災害時のこと」が2番目となっており、感染症や災害時などいざという時のコミュニケーションや避難等について、相談したいと考える方が増えていると考えられます。

悩みや困ったときの相談相手では家族や親戚等のほか、医師・看護師、友人・知人が多くなっていることから、今後も事業所や医療機関との緊密な連携を図るとともに、行政機関の相談窓口や相談支援事業所においては、より相談しやすい体制づくりや、身近にいる身障、知的、精神障がい者相談員、民生児童委員、まると相談員などの相談窓口の周知が求められています

また、障がい福祉サービスを利用する際に「サービス提供や内容に関する情報が少ない」ことに困っている方が多いことから、障がいに関わる制度等の、よりきめ細かな説明、利用希望者への支援や配慮等が必要となります。

(6) 権利擁護について

障がいがあることによる差別などについては、約4割が、差別があると回答しており、差別などの場所については「学校・仕事場」が一番多く、様々な場面において差別や嫌な思いをしている結果となっています。自由記述の意見では、実際に感じた差別や偏見を記述された方もいました。

このような状況から、差別や偏見を感じたときに気軽に相談できる体制づくりをはじめ、地域において差別や偏見を解消するため、障がいに対する理解の促進が重要な課題となっています。

成年後見制度については、前回調査時よりも知っている方及び現在活用している方が多い結果となっています。また、成年後見制度の活用希望状況では、「今は必要ないが、将来は活用したい」及び「活用したい」が約4割となっています。

今後も成年後見制度の利用促進に向け周知を図っていく必要があります。

(7) 地域防災について

調査結果では避難する際及び避難先での不安や、災害状況の未達に対する不安という回答が多い状況となっています。

障がいのある人が災害時に迅速に避難できるよう、地域で避難行動要支援者を把握し災害時に備えることが重要です。またそのためにも、地域における日頃からの見守り体制の整備が求められます。

「ハザードマップ」という防災用語は知っていても、それを活用して危険性を確認している方は少なく、活用方法についての周知や、災害時においては避難場所での生活も想定されることから、避難場所における建物設備や医療的ケア等、それぞれの障がいに応じた配慮や支援が提供されるよう環境整備が必要となります。

す。

(8) 障がいへの理解について

障がいに対する理解や支援が進んでいるかでは、「どちらともいえない・わからない」との回答が6割となり、「進んできている・多少進んできている」は前回調査よりも減少し31%、「後退している・多少後退している」が変わらず6%となっています。

障がいの理解に何が重要かでは「障がいについての関心や理解を深めるための啓発」が最も多く、次いで、「学校における福祉教育の充実」の順となっており、幼少期から障がい者理解の授業を行うなど、障がいに関する啓発・教育活動の充実が必要となります。

(9) 障がい福祉全般

暮らしやすくなるための支援として、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が14%と最も多く、次いで「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が10%、「働ける事業所が少ないので働ける所を増やしてほしい」が9%などと、経済的な面と他者及び自らの障がいや制度に対する理解に対する支援や就労の場を求める方が多い状況となっています。

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がい者に対する理解の促進、相談体制の充実、就労機会の確保に向けた取り組みを推進する必要があります。

第3編

障がい者計画

第5章 障がい者計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

第5期遠野市障がい者計画では、障がいのある人、一人ひとりが地域の一市民として尊重され、障がいの有無に関わらず“市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現”のため、①障がい者の自立と社会参加の支援等を推進、②障がいを理由とする差別の解消を推進の理念を掲げ、施策を推進してきました。

第6期計画においても、現計画から引き続きこの考え方を推し進め、行政、障がい者団体、地域住民などと連携・協働しながら、障がいのある人の自立と社会参加を支え、障がいのある人が身近な地域で家族や近隣の人々とともに安心して暮らし、地域社会に参加、参画できるような自立と共生のまちづくりを推進するため、その理念を次のように定めます。

**『 ともに生き ともに支えあう
自立と共生のまちをめざして 』**

(2) 計画の基本目標

計画の基本理念実現のための方策として、

- ① 共生に向けた自立と社会参加の促進、
- ② 身近な地域で暮らすための支援の充実
- ③ 安全・安心して暮らせる環境づくり

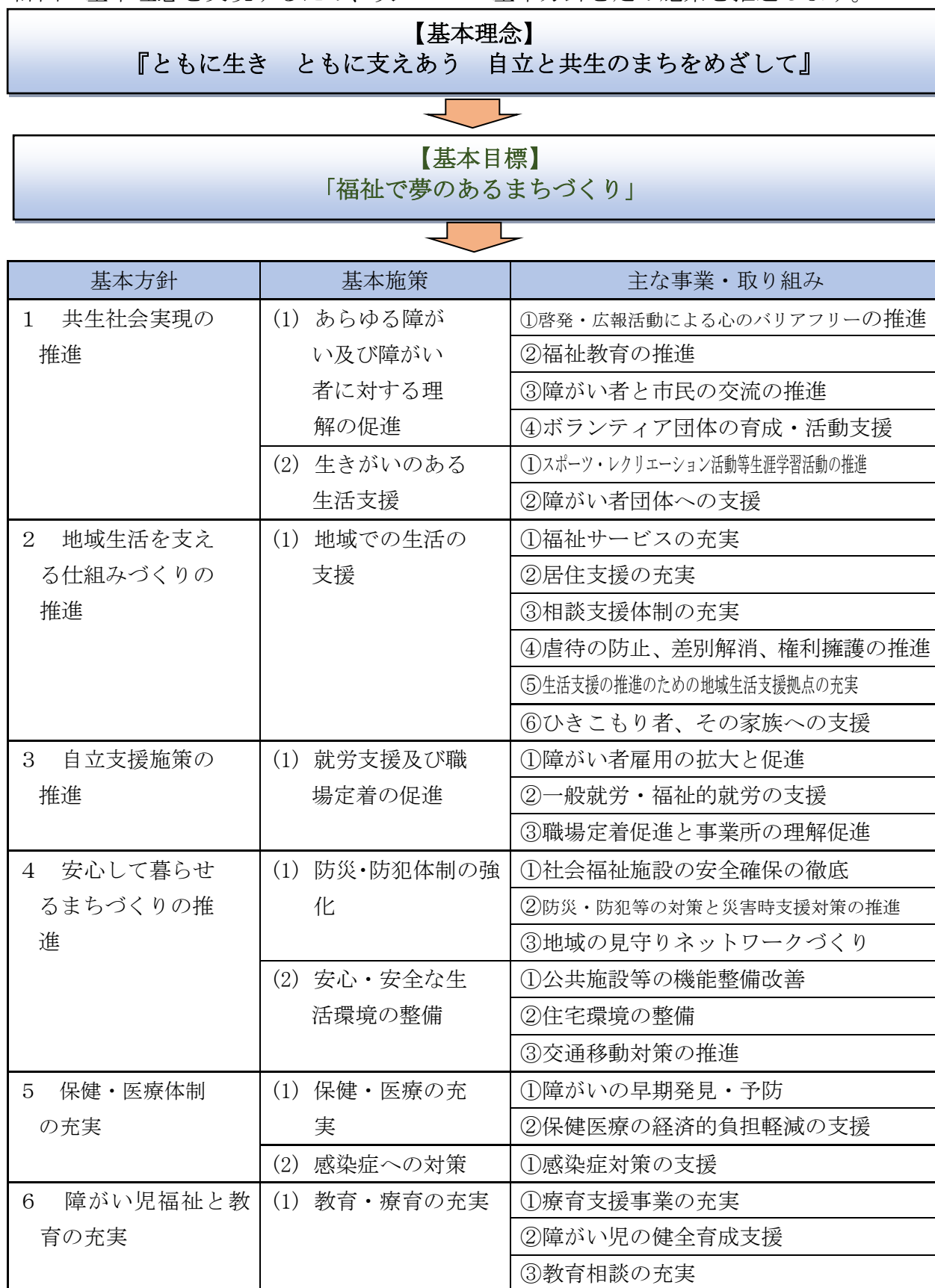
を推進していく必要があると考えています。

そのためには、市民一人ひとりが障がい者福祉に対する理解を深め、互いに協力し合う地域福祉社会を創造する「夢」を追求するため、今回の第6期障がい者計画においては、第5期計画の目標を継承し、基本目標を次のように定めます。

『 福祉で夢のあるまちづくり 』

2 計画の基本方針と施策の体系

計画の基本理念を実現するため、次の6つの基本方針を定め施策を推進します。



第6章 障がい者施策の推進

基本方針1 共生社会実現の推進

『共生社会』とは性別、年齢、障がいなど人それぞれの違いを自然に受け入れ、支えあい、互いに認め合う社会のことを言います。

障がいの有無に関わらず、互いの個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がい者及び障がいに対する市民の正しい理解が必要となります。

こうした理解を市民に促すため、広報・啓発活動や福祉教育を行うとともに、多様な交流の場を設けるなど、障がい者の自立の促進及び社会参加の機会と場の確保に努めます。

スポーツ等による障がい者との交流等を通じ、共生社会の実現に向けた取り組みを関係部署と連携し推進します。

障がいのある人も、その特性を生かし役割をもつことで、ともに生きる社会の一員として尊重され、支えあう地域社会の実現に向け、人々の意識や社会環境の中にある様々な障壁を取り除くなど心のバリアフリーを進めます。

また、市内の社会福祉法人や市内のボランティア団体、各障がい者団体等との連携を強化し、障がい者の社会参加を推進します。

基本施策(1) あらゆる障がい及び障がい者に対する理解の促進

施策の方向	施策の内容
① 啓発・広報活動による心のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、市ホームページ等を活用し、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例に基づき、心のバリアフリーを推進します。 ・障害者総合支援法等に基づくサービス及び市単独で実施する事業等の内容及び利用手続きについて、積極的に情報提供を行います。 ・援助が必要な方のサインを理解し支援ができるように、また障がい者が支援を求めやすいように、ヘルプマークなどの普及・周知に努めます。
② 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習出前講座等の事業を活用し、障がい及び障がい者に対する理解を深め、障がい児・者福祉について学習する機会の拡充を図り、差別や権利の侵害をなくすよう努めます。
③ 障がい者と市民の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ大会、ふれあい交流会等を通じて、市民と障がい者の交流を促進し障がいに対する理解を深めます。 ・地域福祉を推進し、地域住民、ボランティア、障がい者等の交流機会を確保します。
④ ボランティア団体の育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野市社会福祉協議会で運営しているボランティア活動センターや、朗読・傾聴ボランティアや手話サークルなどの市内

	<p>のボランティア団体の活動に対し支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠野市社会福祉協議会と連携し、障がい者のニーズに応じたボランティア養成講座等を実施し、地域におけるボランティア活動の推進や、若年層へのボランティアの周知と育成に努めます。
--	--

基本施策(2) 生きがいのある生活支援

施策の方向	施策の内容
① スポーツ・レクリエーション活動等生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動など障がい者の活動機会を充実し、社会参加環境の整備を進めます。
② 障がい者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者やその家族に対し、市内の障がい者団体が作成したパンフレット等を活用し加入を呼びかけるとともに、障がい者団体の社会参加活動を支援します。 ・障がい者団体加入者及び障がい者団体相互の連携を支援し、障がい者団体活動の活性化に向け支援します。 ・障がい者団体等から意見や要望を聴取する機会を設け、それらの意見・要望等が施策やサービスの改善につながるよう努めます。

基本方針2 地域生活を支える仕組みづくりの推進

障がい者の地域生活を支えるため、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の量的・質的な基盤整備、充実に努めます。

また、利用可能な制度やサービス、地域資源等について、当事者や家族からの相談に対応できる相談支援体制を重層的に構築し、充実、強化に努めるとともに、障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えた地域生活での支援体制を構築し、地域の実情に応じた居住支援のあり方について関係機関、団体と連携のうえ検証・検討を進め、地域生活支援拠点の充実に努めます。

基本施策(1) 地域での生活の支援

施策の方向	施策の内容
① 福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の居宅での生活を支える訪問系サービス、障がい者の日中における自立した生活を支援する日中活動系サービス、生活の場となる居住系サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、支給決定に基づき適切なサービス提供に努めます。

② 居住支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズと事業者の意向を尊重しながら、居住の場の充実と適切なサービス提供を推進します。
③ 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者及びその家族からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する支援などを適切に行うため、市の基幹相談支援係を中心に、丸ごと相談員や障害者相談員（身体・知的・精神）、相談支援事業所と連携し、相談内容に応じた支援を行います。 また、障がい疑われるケースや課題が重複しているケースについても、その困りごとをうけとめ、関係機関へつなぐ等の相談支援体制を充実させます。 ・遠野市自立支援協議会において個別事例の検討や、研修に取り組むとともに、県等が実施する研修会の参加を進め、相談を受ける職員及び相談支援専門員の質の向上とネットワークの構築を図ります。
④ 虐待の防止、差別解消、権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への虐待について、各関係機関との情報共有や連携により「障がい者虐待防止センター」の機能の強化を図るとともに、虐待の早期発見、防止体制の構築に努めます。 ・改正障害者差別解消法に基づき、不当な差別の解消に向け周知を徹底するとともに、関係機関、団体と連携し、障がいを理由とする差別解消の徹底に努めます。 ・成年後見制度の普及啓発を図るとともに、相談支援を通じて成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し制度の利用を支援し権利擁護を図ります。 ・障がい者の権利擁護推進のため、釜石・遠野地域成年後見センターの事業の周知を行い、利用を促進します。
⑤ 生活支援の推進のための地域生活支援拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体と連携し、地域の実情に応じた地域生活支援拠点の運用状況について検証・検討を進めます。 ・地域生活支援及び地域移行の拠点として、相談、体験及び専門性などを一体的に実施できる体制を構築します。
⑥ ひきこもり者、その家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり者の把握に努め、障がいの状態にある場合の相談、居場所づくり、受診等について、当事者及び家族を継続的に支援します。

基本方針 3 自立支援施策の推進

障がい者が自立した生活を送ることができるよう障がい者一人ひとりの意思や適性に応じた就労の場の確保や、障がい者就労施設での福祉的就労から一般就労への移行の促進、就業環境の向上等を進めるため、企業、学校、福祉施設、ハローワーク等関係機関との協力による支援体制の整備を図り、就労の場の確保と雇用・就労の促進を図ります。

基本施策(1) 就労支援及び職場定着の促進

施策の方向	施策の内容
① 障がい者雇用の拡大と促進	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就労の場や職業体験の受け入れ先を確保するとともに、企業の相互支援、福祉施設から一般就労への移行、在宅での就労や訓練等を推進するため、事業所や商工会などの関係機関と連携してネットワークを構築するとともに、企業に対する説明会の開催など関係機関等の協力により、就労分野の拡大を図ります。 ・障がい者の雇用促進に関連する法律や制度の広報を推進するとともに、事業者に対し障がい者雇用に係る各種助成制度の周知や雇用促進に関する職場研修や就労環境の整備等の研修、啓発を進めます。
② 一般就労・福祉的就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労を希望する方に対して、就労に向けた訓練を行うため就労移行支援事業の活用を促進します。 ・一般就労が困難な方に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業の拡充に努めます。
③ 職場定着促進と事業所の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会就労支援部会を中心として、関係機関の連携による障がい者の就労支援体制を充実させるとともに、相談体制を充実させ、雇用前後の継続的な就労支援・就労定着支援に努めます。

基本方針4 安心して暮らせるまちづくりの推進

障がい者が地域の中で安心して暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと公共施設や住環境等を中心とするバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりに努めます。

障がい者の安全を確保するため、防災に対する意識を高めるとともに、災害時の緊急事態発生時に適切に対応できるよう、要配慮者の調査を行い、支援や災害時の支援体制を充実します。

また、防犯や交通安全に対する意識の向上などにより、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

基本施策(1) 防災・防犯体制の強化

施策の方向	施策の内容
① 社会福祉施設の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者等の入室を避ける対策を取り、障がい者支援施設等における利用者の安全確保の徹底を図ります。
② 防災・防犯対策と災害時支援対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性や、災害の種類に合わせた支援対策の構築に努めます。 ・弱者を対象とした犯罪が多発していることから、地域、行政、

	関係機関等の連携により、障がい者に対する防犯体制を強化します。
③ 地域の見守りネットワークづくり	・地域の中で見守り、助け合いが必要な障がい者に対し、民生・児童委員、遠野市地域見守り活動に関する協力協定事業者など、地域住民による支援ネットワークの構築を図ります。

基本施策(2) 安心・安全な生活環境の整備

施策の方向	施策の内容
① 公共施設等の機能整備改善	・岩手県ひとにやさしいまちづくり条例に準拠した社会資本の整備を進め、総合的なユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
② 住宅環境の整備	・障がい者等の在宅生活を支援するため、日常生活用具の給付や住宅改修により、在宅障がい者の住宅環境の改善に努めます。
③ 交通移動対策の推進	・移動支援事業を充実し、障がい者の生活環境の改善に努めます。 ・重度障がい者等に対する遠野市福祉タクシー事業を実施するとともに、福祉タクシー助成券の活用を促進し、障がい者の社会参加促進及び地域福祉の増進を図ります。

基本方針5 保健医療体制の充実

精神疾患や特定疾患（難病）等、障がいの要因となる疾病は多様化しており、学校保健、市民向けの各種健診、健康相談等の健康づくり支援施策は、障がいの早期発見・早期対応、生活習慣の改善などの重要な機会となります。

障がいの早期発見につながる健康診査等の充実をはじめ、医療機関との連携を強化し、適切な対応ができるよう相談・指導体制の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの流行性のある感染症に対し、障がい者支援施設等での感染症対策を支援し、利用者の健康管理に努めます。

また、健康づくりに関しても関係各課・機関と連携し、健診や指導体制の確立に努めます。

基本施策(1) 保健・医療の充実

施策の方向	施策の内容
① 障がいの早期発見 ・予防	・循環器疾患、糖尿病、がん等の生活習慣病が障がいの原因の一つとなっていることから、疾病予防の意識啓発や検診の受診勧奨により検診受診率の向上に努め、がん等の疾病予防と早期発見に努めます。 ・妊娠、出産、乳幼児期からの健康づくり支援は、子どもの疾

	病・障がいの早期発見、早期治療・療育に重要なことから、乳幼児健康診査や健康教室、各種相談指導による母子保健を通じて、子どもの障がいや発達の不安への早期対応を進めます。
② 保健医療の経済的負担軽減の支援	・ 障害者総合支援法による自立支援医療（更生・育成・精神）や重度心身障害者医療費助成制度対象者等に対し、医療費の一部を給付することにより経済的負担の軽減を図ります。

基本施策(2) 感染症への対策

施策の方向	施策の内容
① 感染症対策の支援	・ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの流行性感染症対策として、流行状況の把握や緊急時の衛生用品等の支援に努めます。

基本方針6 障がい児福祉と教育の充実

障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた支援や、サービスの提供を受けることができる体制を構築します。

また、障がいのある児童生徒やその家族が、安心して地域の学校等で教育を受けられる支援体制の充実を図り、個々のニーズに応じた教育環境づくりを図るため、障がい担当部署と教育等関係機関が連携し適切な支援に努めます。

(1) 教育・療養の充実

施策の方向	施策の内容
① 療育支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・療育教室の運営により、障がい児とその家族に対する療育支援を図ります。 ・保育所等就学前施設、小学校及び特別支援学校と連携し、障がいがある児童の円滑な就学移行を支援します。 ・花巻清風支援学校本校へ通学する児童・生徒への通学バスを運行により、通学にかかる保護者の負担を軽減し、特別支援教育の推進を図ります。
② 教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診や保育所等訪問により、障がい児の早期発見に努めるとともに、早期療育を実施するため関係機関と連携した支援を図ります。 ・保健師、家庭相談員、医療的ケア児等コーディネーターの配置により、教育・子育て支援に係る相談体制の充実を図ります。 ・臨床心理士による保育所等訪問事業を実施し、幼児の特性を踏まえた就学前教育・保育の実施を支援します。
③ 障がい児の健全育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、認定こども園、児童館及び児童クラブにおける障がい児の受入れ体制強化を図るため、県・専門機関が主催する保育士等の療育に関する知識や技術の向上のための研修受講を推進します。 ・特別支援教育の充実を図り、障がいのある子ども一人ひとりに対する適切な指導及び必要な支援に努めます。 ・障がい児通所サービスの効果的な利用を図るため、障がい児相談支援事業所との緊密な連携に努めます。 ・放課後や長期休業中の子どもの居場所として、生活能力向上のための機能訓練を受けられるよう、放課後等デイサービス事業の利用促進を図ります。 ・サポートファイルの利用を促進し、一貫した支援及び情報共有を図ります。 ・医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関との連携のもと、医療的ケア児とその家族を支援します。

第4編

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第7章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

1 第7期障がい福祉計画における基本的考え方

(1) 障がい福祉サービスに関する基本的考え方

本市の障がい者施策全体の方向性を定めるものとして、本計画と一体的に策定した「第6期遠野市障がい者計画」では、一人ひとりが地域の一市民として尊重され、障がいの有無に関わらず“市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現”を目指し、「ともに生き ともに支えあう自立と共生のまちをめざして」を基本理念として掲げています。

第7期障がい福祉計画においても、この基本理念に基づき、障がい福祉サービスの計画的な提供体制の整備と充実を図り、基本理念の実現を目指します。

① 障がい福祉サービスの充実

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障がい者が必要な支援を受けられるようサービスの周知を進め、相談支援等を通じて個々のニーズに沿った障がい福祉サービス及び地域生活支援事業に係る提供体制の確保及び充実に努めます。

② 地域生活への移行と支援

在宅系サービスの充実により、入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、重度化・高齢化や「親亡き後」といった問題に備えるため、障がい者が必要な支援を受けつつ、地域で自立した生活ができるよう、グループホーム又は障がい者支援施設に付加した拠点として整備された「地域生活支援拠点」の機能の充実に努めます。

また、本市の抱える課題に対応した居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり等）の充実について市の基幹相談支援係と地域自立支援協議会を中心に支援します。

また、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法をふまえ、障がいに関する理解促進や差別解消及び虐待防止に努めます。

③ 障がい者就労の促進

障がい者の社会参加と経済的自立に向け、障がい者個々の特性に応じた就労の促進、定着支援、就労環境の充実などに取り組み、障がい者が地域の一員として、就労できる環境を整えていきます。

④ 相談支援体制の充実と強化

障がい者、障がいが疑われる者、発達障がい者等及びその家族からの多様な相談に応じ、福祉サービスの利用援助、福祉資源の活用支援、権利擁護のための援助、専門機関の紹介等、適切な情報提供や助言を行えるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談支援体制の充実に努めます。

2 第3期障がい児福祉計画における基本的考え方

障がい児及びその家族が、障がいの疑いがある段階から身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関連分野の連携を図り、障がい児の健やかな育成のための発達支援を目指します。

(1) 地域支援体制の構築

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう地域における支援体制の整備を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校等の児童が所属する機関、岩手県立療育センター、相談支援事業所、医療機関及び社会福祉法人との緊密な連携が必要です。

地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付けられる「児童発達支援センター」の設置について推進するとともに、関係機関との重層的な連携のもと、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備を図ります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児支援を適切に行うために、児童の出生、就園、就学、就労等それぞれのライフステージに応じた保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の関係機関が緊密に連携し、切れ目なく関わり続けることが重要です。

障がい児の早期発見・早期支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健・小児医療施策との緊密な連携を図る必要があります。

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援の活用により、障がい児通所支援事業所等が保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業（児童館及び児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できる体制を構築し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。

障がい児通所支援事業所等と連携し、保育所等訪問支援の実施について検討を進めます。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実

ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たっては、その人数やニーズとともに管内の支援体制の現状を把握する必要があります。

重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要であるとともに、ニーズの多様化を踏まえ自立支援協議会を活用して役割等を検討する必要があります。

ります。

自立支援協議会子ども支援部会を保健、医療、福祉、教育等の関連分野が連携を図るための協議の場として位置付け、共通理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築のうえ、身近な地域において必要な支援が受けられるよう、体制の充実を図ります。

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、人材育成等を通じて支援体制を整備するとともに、関係機関との連携のもと医療的ケア児とその家族に対する継続した支援を図ります。

イ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実
強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

ウ 障がい児に対する虐待防止対策

こども家庭センターにおいて、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、障がい児に対する虐待の発生防止、早期発見・対応に努めます。

虐待を受けた障がい児等に対しては、児童相談所等と連携し児童の身の安全の確保及び心理的ケアを提供するなど、障がい児とその家庭の状況等に応じたきめ細やかな支援を行います。

(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。

地域の相談支援事業所と連携し、障がい児とその家族が安心して相談することができる体制を推進します。

(参考) 障害者総合支援法に基づくサービス内容

遠野市の提供するサービス

自立支援給付

障がい福祉サービス

《介護給付》

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護・行動援護
- ・ 重度障がい者等包括支援
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

《訓練等給付》

- ・ 自立訓練
- ・ 就労選択支援
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型、B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

相談支援給付

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

自立支援医療

- ・ 育成医療
- ・ 更生医療
- ・ 精神通院医療

- ・ 補装具

地域生活支援事業

- ・ 相談支援事業（一般的な相談支援等）
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業（創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等）
- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 巡回支援専門員支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 意思疎通支援事業（手話通訳、要約筆記の派遣等）
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ レクリエーション活動等支援事業

遠野市障がい福祉サービス

障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス		遠野市内での提供体制	市外実施分
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	社協(ヘルパーステーション薬研淵)	○
	重度訪問介護	社協(ヘルパーステーション薬研淵)	○
	同行援護		○
	行動援護	社協(ヘルパーステーション薬研淵)	○
	重度障害者等包括支援		○
日中活動系サービス	生活介護	遠野コロニー・石上の園 高館の園・風音 社協(ふれあいホーム)	○
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)		○
	就労選択支援		
	就労移行支援		○
	就労継続支援(A雇用型・B非雇用型)	A型:とおの野の花会 フレッシュファーム遠野 B型:結和・遠野コロニー 石上の園・カトレア・わの里	○
	就労定着支援		○
	療養介護		○
	短期入所(ショートステイ)	遠野コロニー・石上の園・高館の園 はばたき	○
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	ステップ・ほつぷ・かれん・あゆみ くるみ・あんず・なごみ さるかいし・はやせ	○
	施設入所支援	遠野コロニー・石上の園・高館の園	○
	自立生活援助		○
相談支援サービス	計画相談支援	相談支援事業所らいと 遠野地域福祉事業所わの里	○
地域生活支援事業	相談支援事業	健康福祉の里(基幹相談支援係)	○
	成年後見制度利用支援事業	健康福祉の里	
	成年後見制度法人後見支援事業	釜石市社会福祉協議会 (釜石・遠野地域成年後見センター遠野サテライト)	
	意思疎通支援事業	健康福祉の里	
	日常生活用具給付等事業	健康福祉の里	
	手話奉仕員養成研修事業	健康福祉の里	
	移動支援事業	社協(ヘルパーステーション薬研淵)	○
	地域活動支援センター機能強化事業	社協(地域活動支援センターカムカム)	○
	訪問入浴サービス事業	社協(ヘルパーステーション薬研淵)	○
	日中一時支援事業	遠野コロニー・石上の園・風音	○
	レクリエーション活動等支援	健康福祉の里	

3 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における活動指標

(令和8年度の数値目標の設定)

第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として策定するものであり、また、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」も一体的に策定するものです。

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画では、第6期遠野市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況と課題、及び障がい児(者)を対象としたアンケート調査等の結果をふまえ、障がい者自らが望む地域生活を営むことができるよう、「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、それぞれのサービス及び事業の見込量を「数値目標」として設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

① 令和4年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

項目	数値
令和4年度末時点での施設入所者数	65人
【目標値】地域生活移行者数	4人
	6%

・目標達成のための市の取り組みの方向性

地域で重度障がい者や行動障がいの方を受け入れる体制が十分に整っておらず、退所後の生活の場の確保及び自立した生活が営めるよう就労環境を含めた体制整備が必要である。支援体制の検討や、グループホームの整備、障がい福祉サービスの充実等を促進し、様々な相談の場で本人や家族の意向、関係者の意見を確認することで地域移行の機会を逃すことのないよう取り組むことで、令和4年度末時点の施設入所者数65人の約6%(4人)が地域生活へ移行することを目標とします。

・国の指針

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

② 令和4年度末時点と比較した施設入所者の削減数

項目	数値
令和4年度末時点での施設入所者数	65人
【目標値】施設入所者の削減数	0人
	0%

・目標達成のための市の取り組みの方向性

令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することについては、地域生活移行等による入所者数の削減が見込まれる一方で、新たな施設入所者も想定されることから、令和4年度末時点の施設入所者数を上回らないことを目標とします。

・国の指針

令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

・参考

入所施設	障がいや家庭の事情など様々な理由により自宅で生活できない方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食事、入浴、その他必要な支援を提供する施設。
地域生活への移行	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が、グループホーム、一般住宅などを利用して、暮らしたいと望む地域を自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障がい者の精神病床から退院1年以内の地域における平均生活日数

項目	数値
令和4年度末時点での平均生活日数	—
【目標値】 平成8年度末時点での平均生活日数	—

・目標達成のための市の取り組みの方向性

長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないが、退院後の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や事業所による努力だけでは限界があることから、相談・見守りの体制の整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助等の居住の場や日中活動の場などの生活基盤の整備など、自治体を中心とした精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進が必要です。これをふまえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築し、取り組みを推進します。

・国の指針

令和8年度における精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値
【目標値】運用状況の検証及び検討回数	年1回
【目標値】コーディネーターの配置及び強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	既存の支援体制を継続・強化

・目標達成のための市の取り組みの方向性

令和3年度に整備された地域生活支援拠点等について、地域自立支援協議会において、運用状況を検証及び検討し運営法人に提言し、その機能の充実に努めます。コーディネーターの配置及び強度行動障害のある障害者の支援については、市の基幹相談支援係がその役割を担い、障がいサービス事業所や相談支援事業所と連携していく。

・国の指針

地域生活支援拠点等について令和8年度末までに各市町村において整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年一回以上運用状況を検証及び検討すること、また、強度行動障害のある障害者の支援ニーズを把握し関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

・参考

地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築。
-----------	--

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	R3年度	目標値 (R8年度)
①【目標値】就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労する者の数	0人	2人
① の 内 訳	【目標値】就労移行支援事業にかかる一般就労への移行者数	0人
	【目標値】就労継続支援A型事業にかかる一般就労への移行者数	0人
	【目標値】就労継続支援B型事業にかかる一般就労への移行者数	0人

【目標値】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合 目標値を達成している事業所の割合	—	50%
		50%
②【目標値】 一般就労者における就労定着支援事業の利用者数	1人	2人
③【目標】 過去6年の就労定着支援の利用者のうち年度末における職場定着率 職場定着率の目標値を達成している事業所の割合	—	各年度：70%
		各年度：25%

・ 目標達成のための市の取り組みの方向性

本市の福祉施設利用者の中で、令和3年度に一般就労に移行した方は0人です。令和8年度に福祉施設から一般就労へ移行する方についての数値目標は、0人から2人に増やすことを目標とし、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業を通じての一般就労を目標とします。

令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末の利用者数1人から2人に増やすことを目標とします。

就労定着支援の就労定着率（過去6年間の就労定着支援を修了した者のうち一定期間における就労定着率）が70%以上の事業所を全体の25%以上とすることを目標とします。

・ 国の指針

①令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上、さらに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を、全体の50%以上にすることを基本とする。

②令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

③就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の就労継続期間が3年半以上6年未満である者の割合が70%以上である事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

・ 参考

福祉施設から一般就労への移行	福祉施設：福祉施設とは、主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）のこと。 一般就労：一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社、重度障害者多数雇用事業所などで働くこと。
----------------	--

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標	R5年度	目標値 (R8年度)
① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを地域に少なくとも1カ所以上設置（圏域での設置も可）	圏域に 1カ所	地域に 1カ所
② 令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	—	体制の構築
③ 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を1カ所以上確保（圏域での確保も可）	圏域に 1カ所	地域に 1カ所
④ 令和8年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置	協議の場 設置	協議の場 設置
	1名配置	1名配置

・目標達成のための市の取り組みの方向性

児童発達支援センターの設置について推進するとともに、障がい児のライフステージに応じた保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した切れ目のない支援を提供する体制を構築します。

・国の指針

- ① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携のもとで児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要。
- ② 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8年度末までに、保健、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

・参考

障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none">・保育所等訪問支援：障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス。・重症心身障害：児童福祉法に規定されている重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態のこと・児童発達支援：就学前の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス（主に、知的障がい児が対象）・放課後等デイサービス：在学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うもの。・医療的ケア児：医学の進歩を背景としてNICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な障がい児。
-----------------	---

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援体制の確保

項目	目標値
【目標値】基幹相談支援センターの設置	設置済
【目標値】基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	支援体制の強化
【目標値】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	協議会設置の検討

・目標達成のための市の取り組みの方向性

障がいの有無、種別に関わらず、多様な各種のニーズに対応することができる相談支援体制の確保及び強化及び個別事例を検討する協議会の設置を目標とします。

・国の指針

・令和8年度末までに各市町村において総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を確保する。

・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

① 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築

項目
【目標値】令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する

・目標達成のための市の取り組みの方向性

行政職員の研修参加や障がい者自立支援審査支払システムによる審査結果を共有するなど、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築します。

・国の指針

令和8年度までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築。

第8章 障がい福祉サービス・地域生活支援事業見込量とその確保のための方策

1 障がい福祉サービスの見込量とその確保のための方策

障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込量算出に当たっては、第5期遠野市障がい福祉計画の進捗状況やサービス利用の実績、新たな対象者等を勘案しつつ、令和6年度から令和8年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていくものとします。

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービス

○ 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

利用実績及び利用者数をもとに、成果目標である福祉施設、精神科病院からの地域生活への移行をふまえサービス見込量を設定します。

また、引き続きサービスの周知を図るとともに、障がい特性や生活環境等に応じたサービス提供に努めます。

これまでに実績のない、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援については、潜在的な利用者の把握に努め、サービス事業者の確保に努めます。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	実人/月	10.3	12.5	11.7	12.0	12.0	13.0
	時間/月	116.0	146.4	141.2	140.0	140.0	150.0
重度訪問 介護	実人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0
同行援護	実人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0
行動援護	実人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0
重度障害者 等包括支援	実人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) 日中活動系サービス

○ 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

利用実績及び利用者数、並びに特別支援学校の卒業見込等に伴う新たなサービス利用者数を勘案し、生活介護、就労継続支援等、日中活動の場の見込量を設定します。

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

① 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービスです。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	実人/月	79.0	84.3	81.5	82.0	82.0	83.0
	人日/月	1,567.0	1,593.9	1,560.7	1,580.0	1,580.0	1,590.0
うち障がい支援区分5及び6	実人/月	56.9	58.1	57.3	58.0	58.0	58.0
	人日/月	1,175.2	1,174.5	1,178.2	1179.0	1179.0	1179.0
うち医療的ケアスコア1以上	実人/月	—	—	—	—	—	—
	人日/月	—	—	—	—	—	—

② 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、入所施設や病院の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に、地域生活へ移行を図るうえで必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービスです。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練 (機能訓練)	実人/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	人日/月	0.0	0.0	0.0	8.0	8.0	8.0

③ 自立訓練（生活訓練）

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練 (生活訓練)	実人/月	1.2	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	人日/月	20.9	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0

④ 就労選択支援【新規】

就労を希望する障がい者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価（就労アセスメント）を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービスです。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
就労選択支援	実人/月	—	—	—	—	1.0	2.0
	人日/月	—	—	—	—	10.0	20.0

④ 就労移行支援

事業所や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行うサービスです。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行支援	実人/月	0.5	1.2	2.8	2.0	3.0	3.0
	人日/月	7.0	20.4	59.0	30.0	45.0	45.0

⑤ 就労継続支援A型

通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向け必要な支援等を行うサービスです。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続 支援A型	実人/月	27.2	26.8	31.7	32.0	33.0	34.0
	人日/月	511.5	503.3	613.8	620.0	640.0	660.0

⑥ 就労継続支援B型

通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）。一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行なうサービスです。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続 支援B型	実人/月	94.6	96.8	97.5	98.0	99.0	100.0
	人日/月	1684.8	1658.9	1,707.2	1,760.0	1,780.0	1,800.0

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
就労定着支援	人日/月	0.8	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0

⑧ 療養介護

病院等への長期入院による医学的管理のもとに、機能訓練や食事、入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援等を行うサービスです。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	人日/月	9.8	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0

⑨ 短期入所

介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障がい者支援施設などで障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量			
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度	
短期入所 (福祉型)	実人/月	3.6	5.4	6.8	7.0	7.0	7.0	
	人日/月	34.0	59.1	80.8	90.0	90.0	90.0	
	うち障がい支援区分5及び6	実人/月	3.4	4.0	3.8	3.0	3.0	3.0
		人日/月	33.3	26.8	24.8	24.0	24.0	24.0
	うち医療的ケアスコア1以上	実人/月	—	—	—	—	—	—
人日/月		—	—	—	—	—	—	
短期入所 (医療型)	実人/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	
	人日/月	0.0	0.0	0.0	18.0	18.0	18.0	

(3) 居住系サービス

○ 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

利用実績及び利用者数をもとに、グループホームの利用希望や成果目標である福祉施設及び精神科病院からの地域生活への移行を勘案しサービス見込量を設定します。

関係機関や事業者と連携して、グループホーム整備の支援を図り、障がいのある方のニーズに添ったサービス量の確保と質の向上に努めます。

① 自立生活援助

施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居に入居している障がい者に、主として夜間に共同生活の場において相談、食事や入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助	実人/月	79.0	84.3	81.5	82.0	82.0	83.0
うち障がい支援区分5及び6	実人/月	5.4	4.6	5.0	6.0	6.0	6.0
うち医療的ケアスコア1以上	実人/月	—	—	—	—	—	—

③ 施設入所支援

介護が必要な人などに対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
施設入所支援	人/月	68.0	65.5	64.2	65.0	65.0	65.0

④ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等の設置及び地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等	箇所	—	1	1	1	1	1
	回	—	—	1	1	1	1

(4) 相談支援

○ 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービスの利用状況や、地域生活への移行を勧奨してサービス見込量を設定します。

相談支援事業者の参入促進や相談支援人材の確保、育成に取り組み、見込量の確保を図ります。

① 計画相談支援

サービスを利用する障がい児・者に対しサービス等利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/月	45.1	46.3	38.2	40.0	42.0	43.0

② 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の相談に対応し、地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	人/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0

③ 地域定着支援

在宅で生活する単身等の障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談に対応し必要な支援を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度

地域定着支援	人/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(5) 障がい児通所支援

○ 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

利用実績をもとに今後における新規利用者数や利用状況、地域生活への移行を勘案してサービス見込量を設定します。

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援に取り組み、見込量の確保を図ります。

① 児童発達支援

就学していない障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

・第2期実績値および第3期の見込量

区分	単位	第2期実績			第3期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	実人/月	0.0	0.0	0.9	1.0	1.0	1.0
	人日/月	0.0	0.0	1.3	4.0	4.0	4.0

② 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休日に放課後等デイサービス等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。

・第2期実績値および第3期の見込量

区分	単位	第2期実績			第3期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
放課後等デイサービス	実人/月	27.2	27.3	28.4	28.4	28.4	28.4
	人日/月	314.0	305.9	339.1	339.1	339.1	339.1

③ 保育所等訪問支援

保育所や、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童に対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や施設への指導・助言等を行います。

・第2期実績値および第3期の見込量

区分	単位	第2期実績			第3期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
保育所等訪問支援	実人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

・第2期実績値および第3期の見込量

区分	単位	第2期実績			第3期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R4年度	R5年度	R6年度
居宅訪問型 児童発達支援	実人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0

(6) 障がい児相談支援

障がいのある児童が適切な障がい児通所支援を利用するため、障がい児支援利用計画の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

・第2期実績値および第3期の見込量

区分	単位	第2期実績			第3期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
障がい児 相談支援	実人/月	0.3	1.7	6.4	6.4	6.4	6.4
	人日/月	0.3	1.8	6.6	6.6	6.6	6.6

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児とその家族を支援するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

・第2期実績値および第3期の見込量

区分	単位	第2期実績			第3期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーター の配置人数	実人/月	0.0	0.0	0.9	1.0	1.0	1.0
	人日/月	0.0	0.0	18.3	20.0	20.0	20.0

(8) 発達障がい者に対する支援

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	第6期実績			第7期見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数	—	—	—	0.0	0.0	0.0

ペアレントメンターの人 数	—	—	—	0.0	0.0	0.0
ピアサポートの活動への 参加人数	—	—	—	0.0	0.0	0.0

(9) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービスの利用状況や、地域生活への移行を勘案してサービス見込量を設定します。

協議の場を通じて地域移行や自立の支援に取り組み、見込量の確保を図ります。

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、協議を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
協議の場の開催	回	1	2	2	2	2	2
	人	9	15	13	13	13	13
目標設定及び評価回数	回	—	—	—	1	1	1

② 精神障がい者の地域移行支援

精神科病院に入院等をしている精神障がい者の相談に対応し、地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
精神障がい者の地域移行支援	人/月	—	—	—	1.0	1.0	1.0

③ 精神障がい者の地域定着支援

在宅で生活する单身等の精神障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談に対応し必要な支援を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
精神障がい者の地域定着支援	人/月	—	—	—	1.0	1.0	1.0

④ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居に入居している精神障がい者に、主として夜間に共同生活の場において相談、食事や入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助	人/月	23.0	22.0	20.0	20.0	20.0	20.0

⑤ 自立生活援助

施設やグループホームを利用していた精神障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	—	—	—	1.0	1.0	1.0

⑥ 自立訓練（生活訓練）

精神障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるように生活能力の維持・向上のための訓練や助言の支援を行います。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	—	—	—	1.0	1.0	1.0

(10) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

○ 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービスの利用状況や、地域生活への移行を勘案してサービス見込量を設定します。

相談支援事業者の参入促進や相談支援人材の確保、育成及び体制の強化に取り組み、見込量の確保を図ります。

① 総合的・専門的な相談支援

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援事業者に対する訪問等による総合的・専門的な相談支援を実施します。

・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
指導・助言	回	—	—	—	1	1	3
人材育成の支援	回	—	—	—	1	1	3
連携強化の取り組み	回	—	—	—	1	1	3
個別事例の支援内容の検証	回	—	—	—	1	2	3
主任相談支援専門員の配置	人	—	—	—	0	0	0
協議会における相談支援事業所の参画	事例検討実施回数	—	—	—	1	2	3
	参加業者・機関数	—	—	—	12	12	12
協議会の専門部会	設置数	—	—	—	3	3	3
	実施回数	—	—	—	14	14	14

(11) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

○ 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

県と連携し、情報の共有を図りサービスの質の向上を図る取り組みを行い、見込量の確保を図ります。

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修に参加します。

- ・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
研修の活用	人	4	3	10	10	10	10

② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所等と共有する体制を構築します。

- ・第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
審査結果の共有	実施の有無	—	—	—	無	有	有
	回				0	1	1

【 障がい福祉サービス見込み総括表 】

種類	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	140 時間 12 人	170 時間 15 人	180 時間 16 人

種類	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	1580 人日分 82 人	1580 人日分 82 人	1590 人日分 83 人
自立訓練（機能訓練）	8 人日分 1 人	8 人日分 1 人	8 人日分 1 人
自立訓練（生活訓練）	20 人日分 1 人	20 人日分 1 人	20 人日分 1 人
就労選択支援	0 人日分 0 人	10 人日分 1 人	20 人日分 2 人
就労移行支援	30 人日分 2 人	45 人日分 3 人	45 人日分 3 人
就労継続支援（A型）	620 人日分 32 人	640 人日分 33 人	660 人日分 34 人
就労継続支援（B型）	1760 人日分 98 人	1780 人日分 99 人	1800 人日分 100 人
就労定着支援	1 人	2 人	2 人
療養介護	9 人	10 人	10 人
短期入所（福祉型）	90 人日分 7 人	90 人日分 7 人	90 人日分 7 人
短期入所（医療型）	18 人日分 1 人	18 人日分 1 人	18 人日分 1 人

種類	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	82 人	82 人	83 人
施設入所支援	65 人	65 人	65 人
地域生活支援拠点	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回

種類	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	40 人	42 人	43 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人

種類	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	4 人日分 1 人	4 人日分 1 人	4 人日分 1 人
医療型児童発達支援	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
放課後等デイサービス	339.1 人日分 28.4 人	339.1 人日分 28.4 人	339.1 人日分 28.4 人
保育所等訪問支援	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	5 人日分 1 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	5 人日分 1 人

種類	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	6.4 人	6.4 人	6.4 人

種類	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人

種類	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0 人	0 人	0 人
ペアレントメンターの人数	0 人	0 人	0 人
ピアサポートの活動への参加人数	0 人	0 人	0 人

種類	R6年度	R7年度	R8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回	2 回	2 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13 人	13 人	13 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の地域定着支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助	20 人	20 人	20 人
精神障害者の自立生活援助	1 人	1 人	1 人

種類	R6年度	R7年度	R8年度	
総合的・専門的な相談支援の有無（いずれかに○印）	有	有	有	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件	1 件	3 件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 件	1 件	3 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0 回	0 回	3 回

種類	R6年度	R7年度	R8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	10 人	10 人	10 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	× ※ 0 回	○ ※ 1 回	○ ※ 1 回

2 地域生活支援事業のサービス見込量とその確保のための方策

(1) 障がい者相談支援事業・基幹相談支援センター

① サービス内容

障がいのある方及びその家族のために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介等を実施しています。

総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組み、就労についての障がい者・事業者への支援、権利擁護・虐待防止に関することなどに取り組みます。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	2	2	2
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有	有	有	有

③ 見込確保のための考え方

障がい者相談支援事業については、障がいのある方及びその家族のために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介等を行えるよう、引き続き事業を実施するとともに、年々増加している相談件数に対応するため、新規事業所参入の促進を図ります。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和5年度までに基幹相談支援センターを設置し、さらなる地域の相談支援体制の機能強化を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

① サービス内容

認知症や、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方々の財産管理や身上監護のため、市が申立人となるなど、成年後見制度の円滑な利用を支援します。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	1	1	1	2	2

③ 見込確保のための考え方

成年後見制度利用支援事業については、関係機関との連携を図りながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

① サービス内容

成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、成年後見センターが行う市民後見人の育成、活用を支援します。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込確保のための考え方

障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見等の業務を適正に行うことができる体制整備に向け、必要な研修の実施、法人後見活動を安定的に実施するための組織づくりなどを支援します。

(4) 意思疎通支援事業

① サービス内容

聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある方の意思の伝達の手段を確保するため、聴覚障がいのある方等が行う各種手続きや社会参加の場へ手話通訳者を派遣します。また、話の内容をその場で要約して文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	90	78	70	80	80	80

③ 見込確保のための考え方

手話通訳者養成研修事業を実施するなど手話通訳者の登録者数の増加に努め、サービス提供体制の確保に努めます。

(5) 日常生活用具給付等事業

① サービス内容

障がいのある方や難病等の方に対して、生活上の不便を解消し円滑に生活が送れるよう、日常生活用具を給付します。

なお、品目や基準額、耐用年数等については随時見直しを図ることとします。

- ・介護・訓練支援用具
特殊寝台や特殊マット等の、身体介護を支援する用具。
- ・自立生活支援用具
入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の自立生活を支援する用具。
- ・在宅療養等支援用具
電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等の在宅療養等を支援する用具。

- ・情報・意思疎通支援用具
点字器や人工喉頭等の情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具。
- ・排せつ管理支援用具
ストーマ装具等の排せつ管理を支援する用具。
- ・居宅生活動作補助用具
設置に小規模な住宅改修を伴う居宅生活動作等を円滑にする用具。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	2	2	2
自立生活支援用具	件	0	1	3	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	3	1	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	1	3	7	8	8	8
排せつ管理支援用具	件	768	728	775	780	780	780
居宅生活動作補助用具	件	0	0	0	1	1	1

③ 見込確保のための考え方

日常生活用具給付等事業については、障がいの状況に応じて必要となる日常生活用具について、適切な給付に努めます。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

① サービス内容

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数	8	4	3	5	5	5

③ 見込確保のための考え方

手話奉仕員が不足している現状から手話奉仕員を養成することにより、意思疎通に支障がある障がい者等の自立した生活を営むことができるよう支援します。

(7) 移動支援事業

① サービス内容

移動が困難な障がいのある方が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
移動支援事業	人/年	3	4	3	3	3	3
	時間/年	50.20	49.05	63.0	63.0	63.0	63.0

③ 見込確保のための考え方

移動支援事業については、障がいのある方の社会参加を促進するため、引き続き外出時の支援を行います。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

① サービス内容

障がいのある方に、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、社会との交流を促進します。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター事業 (自市町村利用分)	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	31	31	28	30	30	30
地域活動支援センター事業 (他市町村利用分)	箇所	4	5	5	5	5	5
	人	4	5	5	5	5	5

③ 見込確保のための考え方

地域活動支援センターについては、障がいのある方の地域生活支援を促進するため、引き続き実施団体への支援を行います。

(9) 訪問入浴サービス事業

① サービス内容

身体障がいのある方や難病患者等の方で、移動が困難な方を対象に、居宅において訪問入浴者による入浴サービスを行います。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	1	1	2	2	2	3

③ 見込確保のための考え方

訪問入浴サービスについては、訪問により居宅において入浴サービスの提供を行い、在宅における身体障がいのある方や難病患者等の生活を支援します。

(10) 日中一時支援事業

① サービス内容

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、登録事業所において、障がい者等の見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の活動の場を提供します。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
	実利用人数	9	9	8	9	9	9

③ 見込確保のための考え方

引き続き、障がい者等の見守りと社会に適応するための日常的な訓練等の活動の場を確保し提供します。

(11) レクリエーション活動等支援事業

① サービス内容

レクリエーション活動を通じて、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

② 第6期実績値および第7期の見込量

区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
レクリエーション活動等支援事業	箇所	中止	中止	1	1	1	1
	実利用人数			138	130	130	130

③ 見込確保のための考え方

レクリエーション活動等を通じて、交流、社会参加の促進を図ります。

【 地域生活支援事業見込み総括表 】

事業名	6年度		7年度		8年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	2		2		2	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	有		有		有	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施の有無を記載	有		有		有	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	有		有		有	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載		7		7		7
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	0		0		0	
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載						
① 介護・訓練支援用具	2		2		2	
② 自立生活支援用具	2		2		2	
③ 在宅療養等支援用具	6		6		6	
④ 情報・意思疎通支援用具	8		8		8	
⑤ 排泄管理支援用具	780		780		780	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1		1		1	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載		7		7		7
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載		3 63		3 63		3 63
(10) 地域活動支援センター ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	1	30	1	30	1	30
	5	5	5	5	5	5
(上記の他実施する事業)	-	-	-	-	-	-
日常生活支援事業						
① 訪問入浴サービス事業	1	2	1	2	1	3
② 日中一時支援事業	6	9	6	9	6	9
社会参加支援事業						
① レクリエーション活動等支援	1	130	1	130	1	130

資料編

1 遠野市地域自立支援協議会設置要綱

遠野市告示第60号

平成25年3月29日

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、関係機関が相互に地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、遠野市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 第7条に規定する部会の構成員の資質向上に関すること。
- (6) 虐待の防止、成年後見制度の周知その他障がい者の権利擁護に関すること。
- (7) 障害福祉計画に関すること。
- (8) その他障がい者等の保健福祉向上のため必要となる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる者、機関及び団体から推薦された者を選任する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 地域福祉関係者
- (8) 関係行政機関
- (9) 当事者等

(代表者会議)

第4条 前条に掲げる委員の所属団体等から推薦された委員により、第2条に掲げる所掌事項について協議会における方針を決定するために代表者会議を置く。代表者会議は協議会の意思決定機関としての機能を果たすこととする。

- 2 代表者会議に会長及び副会長1人を置き、代表者会議の委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、代表者会議への出席を求め、意見又は資料の提示を求めることができる。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 代表者会議は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提示を求めることができる。

(事務局会議)

第6条 協議会における協議事項の課題を整理し、及び全体の進行管理を円滑に行うため、事務局会議を置く。

(部会)

第7条 第2条に規定する事項のうち、専門的な課題等について協議、課題解決等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会員は第3条に掲げる機関及び団体等の実務者により構成する。

3 部会には部会長と副部会長を部会員の互選により選任する。

4 部会長は必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、部会への出席又は資料の提示を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 協議会に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 遠野市地域自立支援協議会地域支援部会設置要綱

制定 平成25年4月1日

(設置)

第1条 遠野市地域自立支援協議会設置要綱(平成25年遠野市告示第60号。以下「協議会設置要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき、遠野市地域自立支援協議会に地域支援部会を設置する。

(所掌)

第2条 地域支援部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 困難事例に対する具体的な対応に関すること。
- (2) 地域の関係機関による具体的な連携に関すること。
- (3) 遠野市障害福祉計画の具体化に関すること。
- (4) その他専門分野における支援方策等に関すること。

(組織)

第3条 地域支援部会は、協議会設置要綱第3条に掲げる者、機関及び団体等の実務担当者で組織する。

2 部会員の任期は、2年とする。

3 地域支援部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、部会長が召集し、必要に応じて開催するものとする。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の出席を求めることができる。

(地域支援部会の運営委託)

第5条 地域支援部会の運営は、市内の社会福祉法人に委託することができる。

(庶務)

第6条 地域支援部会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域支援部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3 遠野市地域自立支援協議会就労支援部会設置要綱

制定 平成25年4月1日

(設置)

第1条 遠野市地域自立支援協議会設置要綱(平成25年遠野市告示第60号。以下「協議会設置要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき、遠野市地域自立支援協議会に就労支援部会を設置する。

(所掌)

第2条 就労支援部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の就労に関する相談に関すること。
- (2) 障がい者の職場実習等による就業訓練の実施に関すること。
- (3) 障がい者を雇用する事業所の開拓及び雇用支援に関すること。
- (4) 障がい者の職場定着の支援に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他障がい者の就労支援に関すること。

(組織)

第3条 就労支援部会は、協議会設置要綱第3条に掲げる者、機関及び団体等の実務担当者で組織する。

2 部会員の任期は、2年とする。

3 就労支援部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、部会長が召集し、必要に応じて開催するものとする。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 就労支援部会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、就労支援部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

4 遠野市地域自立支援協議会子ども支援部会設置要綱

制定 平成25年4月1日

(設置)

第1条 遠野市地域自立支援協議会設置要綱(平成25年遠野市告示第60号。以下「協議会設置要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき、遠野市地域自立支援協議会に子ども支援部会を設置する。

(所掌)

第2条 子ども支援部会の所掌事項は、支援を必要とする子ども及びその保護者を対象とし、次のとおりとする。

- (1) 早期発見・早期対応のための取り組みに関すること。
- (2) 相談から療育までの一貫した支援体制の整備に関すること。
- (3) 個別的な支援の取り組みに関すること。
- (4) 地域での支援体制の充実にに関すること。
- (5) その他支援を必要とする子ども及びその家族に係る保健福祉向上のため必要となる事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども支援部会は、協議会設置要綱第3条に掲げる者、機関及び団体等の実務担当者で組織する。

2 部会員の任期は、2年とする。

3 子ども支援部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、部会長が召集し、必要に応じて開催するものとする。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 子ども支援部会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、子ども支援部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

5 遠野市地域自立支援協議会委員名簿

【代表者会議】

分野	所属団体等	職名	氏名
当事者	遠野市身体障害者福祉協会	副会長	市川 利子
	遠野市手をつなぐ育成会	会長	菊池 昭夫
	精神障害者家族会すずらの会	会長	常川 律子
地域福祉	社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	地域福祉課長兼 在宅福祉課長	菊池 純伸
サービス提供 事業所	社会福祉法人睦会	事務局長	松田 賢雄
	社会福祉法人ともり会 障がい者支援施設高館の園	施設長	菊池 昌浩
支援者	遠野市民生児童委員協議会	副会長	立花 弥代子
保育	社会福祉法人遠野市保育協会 青笹保育園	園長	三浦 国子
	学校法人東北カトリック学園 光の園幼稚園	副園長	後藤 昌子
	学校法人岩手キリスト教学園 認定こども園めぐみ遠野聖光こども園	副園長	菊池 千咲
教育	遠野市教育委員会	指導主事	小山 尚也
	岩手県立花巻清風支援学校	副校長	熊谷 恵美
医療	医療法人財団 正清会	看護師長	菊池 小百合
就労支援	岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごとネットさくら	所長	阿部 明典
岩手県	花巻保健福祉環境センター	主幹兼管理福祉 課長	山口 司

【事務局会議】

部 会 名	職 名	所 属	職 名	氏 名
地域支援部会	部会長	社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	地域福祉課主査	菊池 洋佑
地域支援部会	副部会長	障がい者支援施設 遠野コロニー	生活支援員	菊池 拓也
就労支援部会	部会長	遠野市自立生活相談窓口	相談支援員	佐藤 肇人
就労支援部会	副部会長	しごとネットさくら	就業支援ワーカー	成田 創
子ども支援部会	部会長	社会福祉法人遠野市保育協会 青笹保育園	園長	三浦 国子
子ども支援部会	副部会長	学校法人東北カトリック学園 光の園幼稚園	副園長	後藤 昌子
子ども支援部会	副部会長	学校法人岩手キリスト教学園 認定こども園めぐみ遠野聖光こども園	副園長	菊池 千咲

6 遠野市障がい者プラン 2024 の策定経過

開催期日	内容
令和5年5月9日	・自立支援協議会第1回代表者会議 …遠野市障がい者プラン 2024 策定について説明
令和5年5月16日	・地域自立支援協議会第1回地域支援部会 …遠野市障がい者プラン2024策定について説明
令和5年7月18日	・地域自立支援協議会第2回地域支援部会 …遠野市障がい者プラン 2024 策定協議
令和5年9月1日 ～令和5年9月29日	・アンケート調査の実施
令和5年10月30日 令和5年12月13日	・障がい者当事者団体との意見交換会・説明会 …7団体（いっぽいっぽの会、遠野市身体障害者福祉協会、遠野市手をつなぐ育成会、遠野市精神障害者家族会、遠野市社会福祉協議会、睦会、ともしり会）
令和5年11月9日	・地域自立支援協議会第2回子ども支援部会 …遠野市障がい者プラン 2024 策定協議
令和5年11月21日	・地域自立支援協議会第3回地域支援部会 …遠野市障がい者プラン 2024 策定協議
令和5年12月13日	・自立支援協議会第2回代表者会議 …遠野市障がい者プラン 2024 概要説明・協議
令和5年12月22日	・遠野健康福祉の里運営審議会 …遠野市障がい者プラン 2024 概要説明・協議
令和6年1月9日 ～令和6年1月19日	・意見募集（パブリックコメント） （ホームページで実施）
令和6年1月29日	・地域自立支援協議会第4回地域支援部会 …遠野市障がい者プラン2024策定協議
令和6年2月9日	・県の意見聴取・意見書受理（令和6年2月26日）
令和6年2月14日	・地域自立支援協議会第3回子ども支援部会 …遠野市障がい者プラン 2024 の承認
令和6年2月15日	・遠野健康福祉の里運営審議会 …遠野市障がい者プラン 2024 説明
令和6年3月15日	・地域自立支援協議会第5回地域支援部会 …遠野市障がい者プラン 2024 の承認
令和6年3月18日	・自立支援協議会第3回代表者会議 …遠野市障がい者プラン 2024 の承認
令和6年3月28日	・遠野市障がい者プラン 2024 策定

【注】

本計画における障害の「害」については、下記の基準により表記を使い分けています。

1 ひらがな表記の考え方

「害」の字は、現段階で様々な意見がありますが、本計画においては、「害」という漢字の印象の悪さ、マイナス的なイメージに「差別感」や「不快感」を感じる方がいる限り、障がい者の人権とその気持ちを尊重する観点から「障害」を「障がい」と可能な限り、ひらがな表記を使用するものです。

ただし、法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記しています。

2 ひらがな表記をする言葉

① 人の状態を表す言葉

(例: 障害者→障がい者、身体障害者→身体障がい者)

② その他ひらがな表記が望ましいと思われる言葉

(例: 障害福祉→障がい福祉、障害種別→障がい種別)

3 ひらがな表記を適用しない言葉

① 法令等、政令、条例、規則等に表記される言葉

(例: 障害者基本法、障害者総合支援法、身体障害者手帳、障害者支援施設)

② 既存の団体名や計画名

(例: 障害福祉計画、身体障害者福祉協会)

遠野市障がい者プラン2024

(第6期遠野市障がい者計画・第7期遠野市障がい福祉計画・第3期遠野市障がい児福祉計画)

～ 福祉で夢のあるまちづくり ～

令和6年3月発行

発行 遠野市

編集 健康福祉部健康福祉の里 福祉課

子育て総合支援センター子育て支援課

〒 028-0541

岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4-1

電話 0198-68-3193

FAX 0198-62-1599

遠野市障がい者プラン2024

(第6期遠野市障がい者計画・第7期遠野市障がい福祉計画・第3期遠野市障がい児福祉計画)

～ 福祉で夢のあるまちづくり ～